第４次糸島市男女共同
参画社会基本計画

（令和８年度－令和 12 年度）

糸 島 市

糸島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
男女が対等なパートナーとして
あらゆる分野に参画し
ともに責任を分かち合い
支え合う社会の実現をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

1　男女がお互いの人権を尊重し、性別により差別的取扱いをすることのないまちをつくります。

1　男女が性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちをつくります。

1　市民、行政、議会、事業者等が男女共同参画の重要性を理解し、それぞれの責務を果たすまちをつくります。

平成28年3月25日　　糸島市

【目次】

第１章　計画の基本的な考え方
1　計画策定の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　計画の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　計画の基本的方針
1　計画の基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2　計画の体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第３章　基本目標ごとの基本施策、主な事業
1　重点項目　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
2　基本目標
Ⅰ　誰もが認め合い自分らしく暮らせる
男女共同参画のまちづくり・・・・・・・11
Ⅱ　人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり・・・・21

資料
1　糸島市男女共同参画審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・31
2　糸島市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・32
3　第３回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査集計結果・・36
【ダイジェスト版】
4　男女共同参画をめぐる国内外の主な動き・・・・・・・・・・51
5　男女共同参画をめぐる糸島市の主な動き・・・・・・・・・・55
6　男女共同参画用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の背景

（１）世界の動き

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な取組は国連を中心に進められ、1975 年（昭和 50 年）の「国際婦人年」に始まり、1979 年（昭和 54 年）に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議を経て、現在の男女共同参画社会の実現に向けた動きへとつながってきました。

2015 年（平成 27 年）9 月、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき 2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」が採択され、「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

SDGs は、現在の世界をより良いものにしていくため、2030 年までに環境・経済・社会に関わる 17 の目標を設定していますが、その一つとして「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール５）」が掲げられ、「第４次糸島市男女共同参画社会基本計画（以下「本計画」という。）に関係が深い目標が盛り込まれています。

（２）国の動き

国においては、1994 年（平成 6 年）に男女共同参画推進本部が設置され、1996 年（平成 8 年）に「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。1999 年（平成 11 年）には「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、2000 年（平成 12 年）には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、この計画は５年ごとに見直しが行われており、2020 年（令和２年）には「第５次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、2006 年（平成 18 年）に「男女雇用機会均等法」改正などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

2015 年（平成 27 年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「活躍推進法」という。）が、2018 年（平成 30 年）には男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、様々な分野で女性の活躍が期待されています。

さらに、2024 年（令和６年）には、多様化、複合化、複雑化した女性をめぐる課題がコロナ禍により顕在化したことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され自立して暮らせる社会の実現を目指して「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）が施行されました。この法律により、従来の「保護更生」を目的とする「婦人保護」から「女性支援」へと理念が大きく転換されました。

このように女性に関わる各法律の整備がなされているものの、2024 年（令和６年）に世界経済フォーラムが公表した世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本の順位は 146 か国中 118 位（前回 2023 年（令和５年）は 146 か国中 125 位）という結果でした。これは主要７か国（G7）の中では最下位で、特に政治（113 位）、経済（120 位）分野に課題があり、世界の男女格差解消の動きに遅れている状況が明らかになっています。

（３）県の動き

福岡県では、2001 年（平成 13 年）に男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、2002 年（平成 14 年）には、基本法と福岡県男女共同参画推進条例に基づき「福岡県男女共同参画計画」を策定、2006 年（平成 18 年）には「第２次福岡県男女共同参画計画」、2011 年（平成 23 年）には「第３次福岡県男女共同参画計画」で「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標に掲げて様々な取組が進められ、2016 年（平成 28 年）には「第４次福岡県男女共同参画計画」を策定、「働く場における女性の活躍促進」に取り組み、女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、「福岡県女性の活躍応援協議会」が設立されました。

また、2019 年（平成 31 年）には性暴力の根絶及び被害者の支援に関する「福岡県性暴力根絶条例」が制定され、女性に対する暴力と問題意識の高まりに伴い、犯罪の未然防止や被害者支援の充実、加害者対策に取り組むとともに、

企業におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策についても強化されています。

2021 年（令和 3 年）には「男女がともに活躍できる社会の実現」「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の 3 つの施策の柱（目標）を掲げた「第 5 次男女共同参画計画」を策定しました。

さらに、2024 年（令和６年）には、前述の女性支援新法第８条第１項に基づき「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（計画期間：令和６年度～令和７年度）を策定しました。この計画は、第５次福岡県男女共同参画計画における、施策の柱２「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の（１）「人権を侵害する暴力の根絶」及び（２）「生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援」を重点的に推進するための計画と位置づけられています。

（４）本市の動き

本市では、2010 年（平成 22 年）に「糸島市男女共同参画社会推進条例」を制定し、2011 年（平成 23 年）には「糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。2014 年（平成 26 年）に「第 1 回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施、その後は５年毎に意識調査を実施しています。2016 年（平成 28 年）3 月 25 日には「糸島市男女共同参画都市宣言」を実施するとともに「糸島市男女共同参画シンボルマーク」を決定、「第２次糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

2021 年度（令和３年度）からの第２次糸島市長期総合計画では、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」の理念に沿って各種政策及び施策を展開しています。2023 年（令和５年）には、本市の総合計画における取組の達成とＳＤＧｓの達成を関連づけて推進していくという提案が、特に経済・社会・環境の三側面における新しい我が国のＳＤＧｓの達成に貢献する優れたものと認められ、内閣府から「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。

総合計画の施策の一つである「男女共同参画社会の推進」においては、幅広い啓発活動を通して多くの市民の機運を醸成し、様々な分野における女性の参画割合を高めて男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映することができるよう取り組むとともに、性別に関わりなく誰もが活躍できる地域社会づくりを引き続き進めていく必要があります。

2　計画の趣旨

（１）計画の目的と基本理念

　本計画は、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を担い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、糸島市男女共同参画社会推進条例第３条に掲げる基本理念のもと、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しています。

（２）計画の位置づけ

　本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、基本法第 14 条第３項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置づけます。

　また、基本目標Ⅰ基本施策３は、活躍推進法第６条第２項に規定する「市町村推進計画」即ち「女性活躍推進計画」に、基本目標Ⅱ基本施策１は、ＤＶ防止法第２条の３第３項に規定する「市町村基本計画」即ち「配偶者暴力対策基本計画」に、基本目標Ⅱ基本施策２は、女性支援新法第８条第３項に規定する「市町村基本計画」即ち「女性支援基本計画」に位置づけます。

基本法 第１４条第３項　市町村男女共同参画計画	⇒	糸島市男女共同参画社会基本計画
活躍推進法 第６条第２項　市町村推進計画	⇒	糸島市男女共同参画社会基本計画 基本目標Ⅰ基本施策３ ワーク・ライフ・バランスの推進
DV 防止法 第２条の３第３項　市町村基本計画	⇒	糸島市男女共同参画社会基本計画 基本目標Ⅱ基本施策１ 配偶者からの暴力（ＤＶ）の未然防止と被害者支援
女性支援新法 第８条第３項　市町村基本計画	⇒	糸島市男女共同参画社会基本計画 基本目標Ⅱ基本施策２ 誰もが安心して暮らせる支援施策の充実

（３）計画の性格

　本計画は、第３次糸島市男女共同参画社会基本計画（令和３年度－令和７年度）を引き継ぐとともに、令和６年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果を踏まえて策定しており、条例第９条に規定する「基本計画」として位置づけています。

　なお、本計画は、本市の「第２次糸島市長期総合計画」に基づく男女共同参画分野での個別計画であり、「糸島市特定事業主行動計画（令和７年度－令和 11 年度）」、「糸島市高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画（令和６年度－令和８年度）」、「糸島市障害者計画（支援の輪プランいとしま）（令和３年

度－令和８年度）」､「第３期糸島市地域福祉計画（令和８年度－令和 12 年度）」、「第２期糸島市健康増進計画（健康いとしま 21）（令和３年度－令和 12 年度）」、「糸島市生涯学習基本計画（令和３年度－令和 12 年度）」、「糸島市こども計画（令和７年度－令和 11 年度）」等の各計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するため、総合的かつ計画的な施策の実現を目指すものです。

（４）計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

なお、具体的な施策や取組については、毎年度「推進計画」として策定し、社会情勢や環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直していくものとします。

（５）計画の推進

男女共同参画社会の実現には、本計画の着実な推進が重要であり、推進本部や審議会を中心に、「推進計画」の進捗状況について確認や評価を行い、課題の解決を目指します。

具体的には、本計画で掲げる７つの基本施策について、時代の変化に合わせた取組を考えながら、関係課と連携し、目標の達成に向けた施策を計画します。各課の施策については、毎年度、推進状況を推進本部や審議会へ報告し、「基本計画」と一体的に進行管理を行います。

■計画の推進体制図

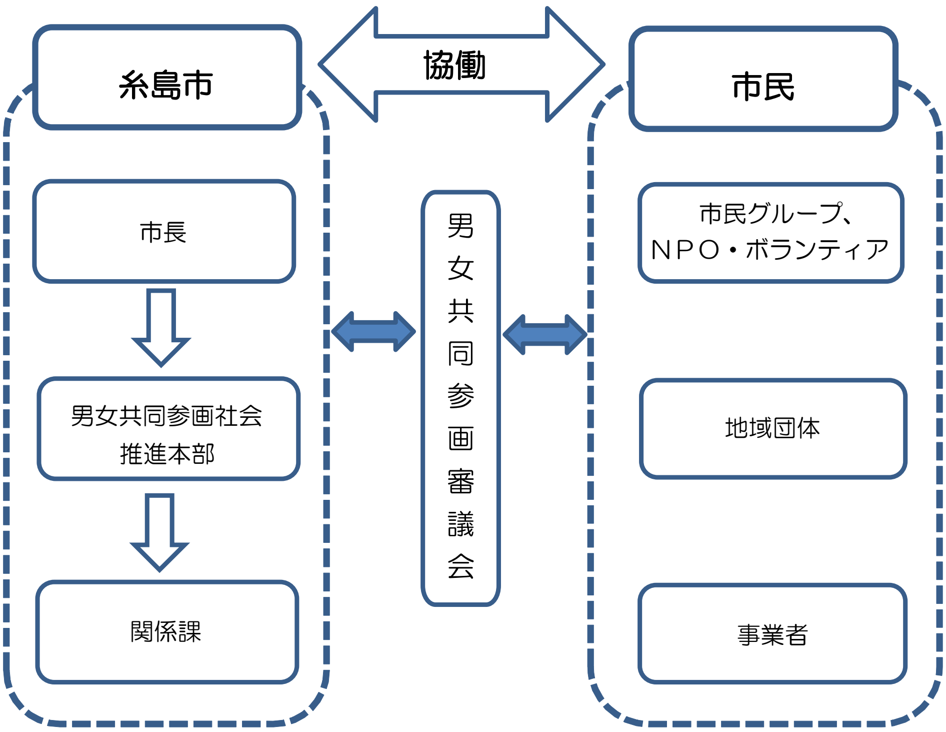

（６）第３次糸島市男女共同参画社会基本計画（令和３年度－令和７年度）の進捗状況等

① 進んだ主な取組

・地域活動における男女共同参画を推進する取組として、校区単位での研修会を開始しました。

・母子保健法及び児童福祉法の改正に伴い「糸島市こども家庭センター」開設、新たに「こども・子育て総合相談窓口」を設置し、妊娠、出産、子育てに関することのほか、教育やこどもの権利に関することなど、こども・子育てに関する様々な相談を受け、支援を行っています。

・介護や障がい、子育て、生活困窮など、複数の分野にわたる課題を抱える人に対して、「福祉の総合相談窓口」を設置し、必要に応じて各相談支援機関と連携しながら、各分野を越えた包括的な相談支援を行っています。

② 残された主な課題

・政策・方針決定過程における女性参画率の低さ

男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に取り組んできましたが、男女が共に子育てや介護ができる環境整備、女性や高齢者など多様な人材が経済活動、地域活動に参画し、それぞれの特性に応じた役割を果たしていくことが重要課題となっています。

審議会等への女性の登用率が 40%を下回り、目標に届いていません。また、行政区（自治会）の地域活動において、会長、副会長、会計などの重要な意思決定を行う役職に女性の参画が進んでいない状況が見られます。本市の令和５年度の行政区（自治会）長における女性の割合は 2.4%であり、全国平均の 7.2%、県内平均の 10.4%を下回っています。

今後は、様々な意思決定の場面において、女性を含めた多様な視点による意見が反映されるよう男女比のバランスにも配慮し、選任枠を広げる等、更なる取り組みが求められます。

・DV、女性相談等における支援の充実

令和６年度の市民意識調査では、パートナーからの暴力と認識される行為を受けた後、「誰にも相談しなかった」という回答が 44.8%を占めています。また、女性相談では、パートナーからのＤＶに悩み苦しんでいるものの、経済的な不安などから現状の生活を変えられないケースが多く見られます。

そこで、引き続き DV 及びデート DV についての認識を高めるための啓発に取り組み、相談機関等を一層広く周知するとともに、関係機関が連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制を充実していくことが必要です。

第２章　計画の基本的方針

１　計画の基本目標

男女共同参画の推進は、2020 年（令和２年）から 2023 年（令和５年）までのコロナ禍により、対面による各種講座・講演会の開催ができない期間が発生しましたが、オンライン講演会の開催や啓発動画のインターネット上での配信などに取り組み、新たな啓発活動の方法を確立しました。インターネットは、瞬時に世界中に情報を届けることができ、人々は時間や場所に縛られることなく気軽にその情報を利用できる良さがあります。一方、対面での開催は、講師の熱量やその場の臨場感、参加者の高揚感等を直接肌で感じることで、体験した内容が深く記憶に刻まれます。今後も両者の特徴を生かしながら、引き続き啓発効果を高めるための取組を行います。

また、啓発拠点となる糸島市男女共同参画センター ラポールは、関係課や各種機関とも連携しながら、市民や地域活動団体、事業者など多様な主体と協働し、様々な課題解決を目的とする企画を立案・展開する機能を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた、より実践的な活動に取り組むこととします。

本計画では、こうした取組にあたり、２つの基本目標を設定するものとし、その目標ごとに基本施策や主な事業を設定し取り組みます。

Ⅰ　誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくり

性別にかかわらず、自分の本当の気持ちと向き合い、誰もが生き生きと自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりに取り組みます。

Ⅱ　人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり

人権は、人間が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、それを脅かすような様々な暴力を防ぎ、誰もが安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

2　計画の体系

基本目標	基本施策	主な事業
Ⅰ．誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくり	1．男女共同参画の意識づくり	Ⅰ-1-①　男女共同参画の意識啓発 Ⅰ-1-②　男女共同参画を推進する教育の充実 Ⅰ-1-③　多様な選択を可能にする学習機会の提供 Ⅰ-1-④　男女共同参画に関する調査の実施
	2．あらゆる分野への女性の参画促進	Ⅰ-2-①　政策・方針決定の場への女性の参画促進 Ⅰ-2-②　地域活動における男女共同参画の推進
	3．ワーク・ライフ・バランスの推進 ※「女性活躍推進計画」に該当	Ⅰ-3-①　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 Ⅰ-3-②　働く場における女性活躍推進のための意識啓発・推進 Ⅰ-3-③　女性のキャリア継続・向上、就業・創業支援
	4．子育て及び高齢者介護支援の充実	Ⅰ-4-①　子育て支援施策の充実・虐待防止の推進 Ⅰ-4-②　高齢者介護支援の充実・虐待防止の推進
Ⅱ．人権を尊重し安全・安心に暮らせるまちづくり	1．配偶者等からの暴力（DV）の未然防止と被害者支援 ※「配偶者暴力対策基本計画」に該当	Ⅱ-1-①　暴力（ＤＶ）の未然防止と早期発見 Ⅱ-1-②　相談事業の充実 Ⅱ-1-③　被害者の保護・自立支援 Ⅱ-1-④　関係機関との連携
	2．誰もが安心して暮らせる支援施策の充実 ※「女性支援基本計画」に該当	Ⅱ-2-①　困難を抱える女性等の生活の安定に向けた支援 Ⅱ-2-②　性暴力、セクシュアル・ハラスメントの防止 Ⅱ-2-③　防災対策における男女共同参画の推進
	3．生涯を通じた健康の支援	Ⅱ-3-①　健康管理の支援と健診（検診）の充実 Ⅱ-3-②　性に関する理解・尊重

第３章　基本目標ごとの基本施策、主な事業

１　重点項目

本計画は、従前の基本計画が掲げていた基本目標を継承しつつ、市における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえたうえで、特に力を入れるべき２つの重点項目を定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

①【あらゆる分野への女性の参画率向上に向けた取組】

○地域の活力を維持・向上させるため、男女共同参画をさらに推進し、社会のあらゆる分野において性別に関わらず誰もが活躍できる環境の整備に取り組みます。

②【配偶者や交際相手からの暴力（ＤＶ）の根絶に向けた取組】

○配偶者や交際相手からの暴力（ＤＶ）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻む重大な課題であることから、暴力（ＤＶ）についての正しい認識や対処法の啓発、被害者の立場に立った支援に取り組みます。

2　基本目標

Ⅰ　誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会とは、誰もが互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮できる社会のことであり、その実現のため、すべての市民が性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合いながら、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

その実現に向け、次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、また、将来を見通して自己形成できるよう、ジェンダー平等教育を推進します。さらに生涯を通じて男女共同参画について学び、参画できる場の提供を行うとともに、本市教育委員会がこれまで培ってきた人権を尊重し生きる力を育む学校教育をより一層推進します。

特に、少子高齢化社会が急速に進展し地域活動の担い手が不足していることに加え、人々のライフスタイルも多様化して地域課題が複雑化しています。活力ある地域社会を形成・維持し課題に対応するためには、誰もが自分らしく生き生きと個性や能力を発揮しながら暮らすことのできる社会が必要であり、地域における男女共同参画の推進が大きな意味を持つことになります。

高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動など多様な地域活動の中で、女性の視点が大きな役割を果たすことはもちろん、農山漁村などの地域社会においても、男女共同参画を推進していくことで、地域活性化を図ることが求められています。

このような状況の中、誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくりを目指し、地域活動の意思決定の場や審議会等の政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野における女性の参画率を高めていくよう努め、男女共同参画の視点を様々な施策に反映できるように、関係団体との連携を図りながら取り組んでいくとともに、女性のキャリア継続・向上や就業、創業などのチャレンジを支援します。

基本施策Ⅰ－１　男女共同参画の意識づくり

誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

1999 年（平成 11 年）に基本法が制定されてから既に 25 年以上経過しており、本市においても条例や基本計画が策定され、様々な事業が推進されてきたことにより、令和６年度の市民意識調査では、性別による固定的な役割分担に対する考え方に否定的な人の割合が全体の 68.5%、男女別では否定的な人の割合は男性 61.6%、女性 74.4%となっており、男女共同参画の意識は着実に進展しています。

しかしながら、地域活動においては女性の更なる活躍が期待されており、防災・災害復興においてはジェンダーの視点が必要とされています。自らが希望するライフスタイルを主体的に選択できるように、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方や社会参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めていくことが、男女共同参画社会を目指すうえで必要です。

そして、そのような男女共同参画社会を実現するためには、人権の尊重やジェンダー平等に関する意識啓発が重要であり、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識づくりを推進します。

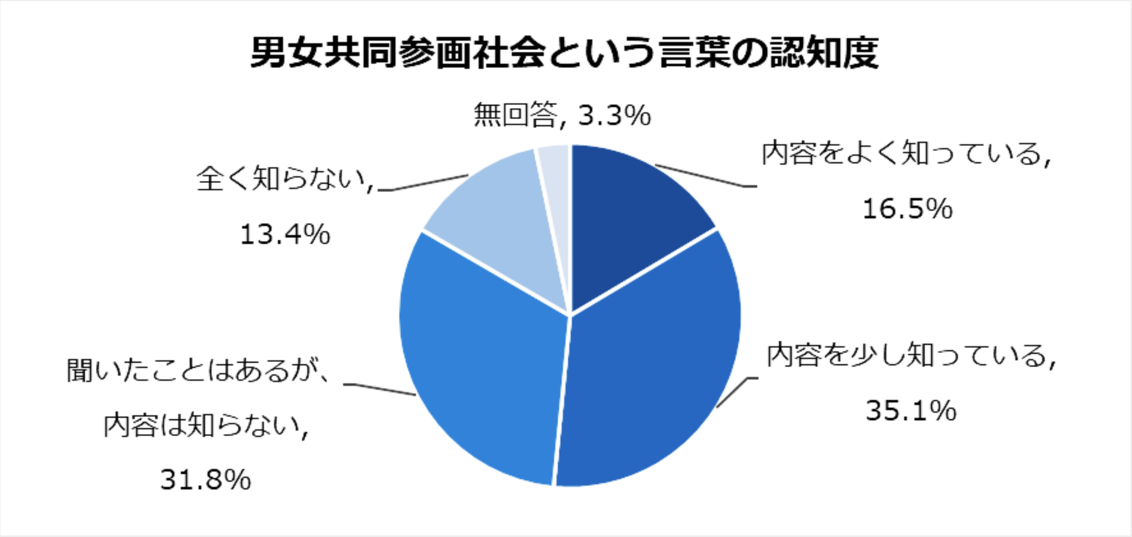

有効回答数＝553　【出典：第３回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査（令和６年度）】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和 12 年度）
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 （「内容をよく知っている」及び「内容を少し知っている」の合計）	51.6%	60.0%

■主な事業

① 男女共同参画の意識啓発

市民が人権を尊重し、従来の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための学習機会を提供するとともに、男女共同参画への理解促進を含めた啓発に取り組みます。

【事業内容】
・市民や事業者に向けた周知・啓発
・女性相談業務の充実
・国際的取組等に関する情報提供
・市職員への男女共同参画に関する研修実施

② 男女共同参画を推進する教育の充実

教育の場において、誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、個人の尊厳とジェンダー平等の理念を推進していく教育や学習の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む学習機会の提供に取り組みます。

【事業内容】
・教育の場におけるジェンダー平等教育の実施
・小中学生に向けた学習教材の配付
・教職員への研修の充実

③ 多様な選択を可能にする学習機会の提供

自分らしく多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、ライフステージに応じた学習機会を提供します。

【事業内容】
・男女共同参画に関連した学習機会の提供
・ジェンダー平等の視点を学ぶ機会の提供

④ 男女共同参画に関する調査の実施

男女共同参画に関する施策を推進していくうえで、本市における現状や課題を把握するため、調査・研究や情報収集・分析を強化します。

【事業内容】
・男女共同参画に関する調査の実施
・市民意識調査の実施

基本施策Ⅰ－２　あらゆる分野への女性の参画促進

男女共同参画社会の実現に向けて、誰もが社会のあらゆる分野に対等に参画し、共にその責任を担うことが求められています。

また、活力に満ちた地域社会を創造するためには、多様な人材の能力を活用することはもちろん、様々な視点や考え方から導かれた新たな発想を導入していくことが重要です。

こうした観点からも、あらゆる分野において性別に関わらず参画を促進していく必要があるものの、本市においては、政治・行政・企業・地域における方針決定過程に女性の参画状況は低く、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です。

ジェンダーの視点から多様な意見が適切に反映されるよう、本市の関係機関の委員や市、学校における指導的な地位に占める女性の割合を高め、あらゆる分野への女性の参画が促進されるような環境の整備に取り組みます。

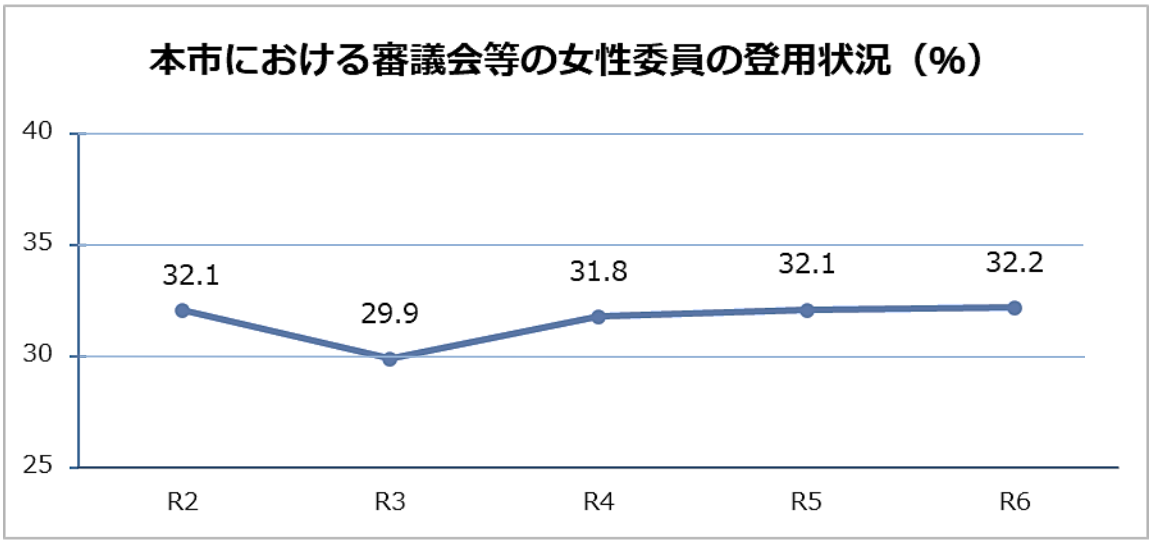

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
審議会等への女性委員の参画状況 （地方自治法第 202 条の３に定める審議会）	32.2%	40.0%

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

■主な事業

① 政策・方針決定の場への女性の参画促進

男女共同参画の視点に立ち、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、審議会等の委員における女性の参画を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

また、農林水産業や商工業の分野においても、女性と男性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように、啓発活動に取り組みます。

【事業内容】

・審議会等への女性の参画促進
・市役所における男女共同参画の促進
・家族経営協定の締結促進

② 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動への女性の参画は、民生委員・児童委員や PTA 役員といった特定の役職に偏る傾向があります。地域の様々な課題を解決するためには、自治会の意思決定を担う役職において男女共同参画を推進し、多様な意見を取り入れることが必要です。

また、男女共同参画推進の取組を行う団体の活動や市民が主体となって行う活動を支援し、市民と一体となって男女共同参画を推進する体制を整えます。

【事業内容】

・地域活動における男女共同参画推進の啓発や人材育成
・男女共同参画推進の取組を行う団体や市民の活動に対する支援

基本施策Ⅰ－３　ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが多様な生き方を尊重し、個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等に参画しながら、それぞれの日常生活の満足度を高め充実した人生を実感するためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、個人にとっては、多様で柔軟な働き方の選択ができるようになり、仕事による生活の基盤の確保に加え、プライベートを充実させる時間が確保できるといったメリットがあり、事業者にとっても、優秀な人材の確保や生産性の向上などのメリットが期待できます。2020 年（令和２年）からのコロナ禍がきっかけでテレワークを導入する事業者が増加したことにより、そのツールは急速に発展し、ますます多様な働き方の選択肢が広がりました。

また、本施策を活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけ、男女共同参画が誰にとっても、また事業者や社会全体にとっても重要であるという意識を浸透させることも必要です。

家事・育児・介護の負担の女性への偏りを是正するとともに、地域活動の活性化や社会全体の好循環に向け、働きたい女性が多様で柔軟な働き方を実現できるよう、積極的に取り組みます。

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
仕事と生活の調和が取れた暮らしができていると感じている市民の割合	―	60.0%

【第４回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査に設問を設定する予定】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
糸島市の男性職員の育児休業取得率	73.3%	85.0%

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
「女性が活躍するための支援が充実していると思う」と回答した市内女性の割合	―%	R8 調査値＋10%

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

■主な事業

①　ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発

誰もが働きやすく、能力を発揮できる職場づくりのために、仕事中心の生き方や長時間労働を前提とした働き方、家事・育児・介護における女性への偏重を見直し、ライフスタイルに応じた多様な働き方に向けた情報提供を行います。

また、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に学習機会の提供や啓発を行います。

【事業内容】

- 市民への情報や学習機会の提供、啓発
- 企業への情報提供、啓発

②　働く場における女性活躍推進のための意識啓発・推進

ワーク・ライフ・バランスや働きやすい環境づくりの取組をしている市内企業等の先進事例や制度の紹介を行います。また、活躍する女性（職人・経営者・研究者・介護職・技術職など）をロール・モデルとして紹介し、年齢や職業に関係なく意識改革を促します。地域全体で女性の活躍を支える機運を高め、誰もが働きやすい社会の実現を目指します。

本市は、事業主行動計画を策定する特定事業主として、ワーク・ライフ・バランスを推進し、その実績を公表することで、市内企業等への啓発を図ります。

【事業内容】

- 市内企業のワーク・ライフ・バランスに関する先進事例の紹介
- モデル事業者としての市役所の取組

③ 女性のキャリア継続・向上、就業・創業支援

女性が出産、育児、介護等によってキャリアを中断した場合でも、自身のライフスタイルに合わせた働き方を選択し経済的に自立することができるよう、再就職を支援する講座等を開催します。

また、本市における雇用機会の確保やキャリアアップ、起業・創業に向けた支援を行い、誰もが仕事や様々な社会活動において活躍できる環境の充実を図る取り組みを推進します。

【事業内容】

- 女性の就業に向けた能力開発や技能習得のための講座の開催
- 女性の雇用の場確保の促進、キャリアアップ、起業・創業などへの支援

基本施策Ｉ－４　子育て及び高齢者介護支援の充実

自分らしく働きたいと願う人が増えており、希望するライフスタイルを実現しやすくするため、仕事と生活の両立支援制度、子育て支援や介護支援などライフステージごとの課題に対応した施策の展開が必要となっています。

わが国では、近年、育児休業制度を利用し出産後も就業を継続する人が増えているものの、出産前に有職だった女性の３割が出産を機に離職しています。（国立社会保障・人口問題研究所「第 16 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2021 年））女性の今後のキャリアや家庭の経済状況を考慮して、妊娠・出産を控える夫婦がいることも考えられ、少子化傾向が今後も続くことにより社会へ与える深刻な影響を考えると、就労の有無や年齢性別を問わず、社会全体で子育て環境の改善に取り組む必要があります。

また、本市においては、高齢化による介護の問題も大きな課題となっており、介護に関わる相談体制や情報提供の充実のほか、介護する家族等のニーズに応じた支援が必要です。

こうした課題に対応すべく、子育て支援制度や誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域包括ケアシステムの実現等により地域が抱える様々な問題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会等と連携し、子育てや介護の負担軽減を進めることで、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備を推進します。

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
保育所等の待機児童数	０人	０人

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
こども家庭センター相談件数	10,988 件	11,400 件

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
地域ささえあい会議等で地域住民により創出された事業の数	14 事業	17 事業

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

■主な事業

① 子育て支援施策の充実・虐待防止の推進

　子育て中の誰もが、安心して仕事や地域活動に参画するために、育児で孤立する状態を防ぎ、社会全体で子育てを支援する取組を推進します。

【事業内容】

・こども家庭センターを中心とした子育て支援事業の充実
・保育サービス等の向上に向けた施策の推進
・病児・病後児保育の実施
・子どもに対する虐待防止の啓発、相談事業の実施

② 高齢者介護支援の充実・虐待防止の推進

　高齢者はもちろん、その家族も地域で安心して生活できるように、家族介護者の負担軽減のための取組を推進します。

　また、高齢者に対する虐待の防止を図るとともに養護者の支援を行うことにより負担の軽減を図ります。

【事業内容】

・介護の負担軽減に向けた施策の充実
・地域包括ケアシステムの推進
・虐待防止啓発活動の実施

Ⅱ　人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり

配偶者や交際相手等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は女性であることが多く、尊厳を傷つけられるだけでなく、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。中でも、家庭内における暴力（ドメスティック・バイオレンス《ＤＶ》）は、夫婦（パートナー）間だけでなく、子どもに対しても深刻な影響を与えることが判明しており、児童虐待防止の一環としても取り組む必要があります。

また、ＤＶ以外のセクシュアル・ハラスメント等の性暴力に対しても、男女がお互いの人格を尊重し合える関係を築くために、根絶や防止に向けて取り組むことが求められています。

このような問題に対し、根絶や防止のための啓発事業に取り組むだけでなく、ＤＶ、貧困、虐待、孤立など多様な困難を抱える女性等に対し、安心して気軽に相談できるような体制を整備します。市の関係課、関係機関、民間団体等と連携し、包括的かつ継続的な支援を提供するとともに、様々な困難を抱えた女性等が自らの尊厳を回復し、自立した生活を築けるよう、地域全体で支援に取り組みます。

さらに、人々は、生涯を通じて身体的な性差に起因する異なる健康課題に直面します。そのため、互いの身体的性差が心身の健康に与える影響を深く理解し、人権を尊重した上で、相手に対する思いやりを持って共に生きることが、男女共同参画社会の実現において不可欠となります。

こうした観点から、人々の生涯にわたる健康を包括的に支援し、性差に応じた取組を総合的に推進します。

基本施策Ⅱ－１　配偶者等からの暴力（ＤＶ）の未然防止と被害者支援

暴力は、誰に対しても、決して許されるべきものではなく、誰もが安全・安心に暮らす権利を持っています。

しかし、警察庁の統計による配偶者間における暴力の相談件数に見られるように、その被害者の多くが女性です。したがって、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画するために克服すべき重要な課題といえます。

特に、近年では、若年世代のデートＤＶやＳＮＳなどのインターネットを経由した被害が社会問題化しており、これらの多様化する暴力に対し、迅速かつ的確に対応することが求められています。

そこで、本市においても、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組むため、本施策をＤＶ防止法に基づく「配偶者暴力対策基本計画」として位置づけるとともに、配偶者等からの暴力（ＤＶ）[a]を許さない社会づくりを進めます。女性に対する暴力の根絶に向け、早期発見・早期対応を図ることができるよう関係課のみならず、関係機関とも連携し、相談体制の整備を総合的かつ一体的に推進します。

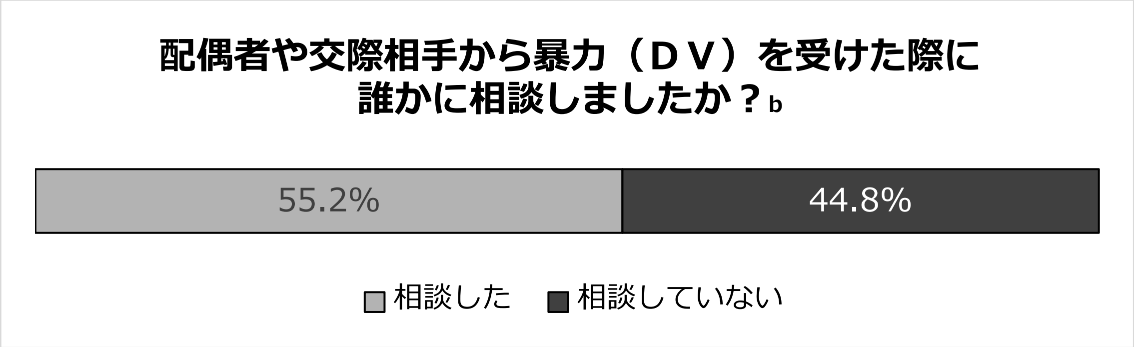

有効回答数＝212 [b]　　【出典：第３回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査（令和６年度）】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
配偶者や交際相手から暴力（ＤＶ）を受けた際、誰かに相談した人の割合	55.2%	60.0%

[a] ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）には、身体的暴力（殴る、蹴る、突き飛ばすなど）、精神的暴力（無視する、ののしるなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（同意のない性的な行為や発言など）、子どもを利用した暴力（子どもに悪口をふきこむ）等がある。

[b] 第３回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査において、「配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けた経験がありますか」という設問に「何度もされた」「１、２度された」と回答した人（212 人）に対して尋ねた設問。

■主な事業

①　暴力（ＤＶ）の未然防止と早期発見

配偶者（パートナー）等からの暴力（ＤＶ）は、重大な人権侵害です。ＤＶは身体に危害を与えるものだけでなく、精神的なものや性的なものなど様々な形態があります。ＤＶについての理解を深め、被害者、加害者ともに、自分が受けている行為や行っている行為がＤＶであると認識でき、また、周囲も早期に気付くことができるよう啓発に取り組みます。

【事業内容】

・ＤＶに対する正しい理解の普及啓発
・若年世代に向けたデートＤＶ等についての啓発

②　相談事業の充実

ＤＶ被害者がすぐに相談できるように、様々な媒体を活用し、相談窓口についての周知を図るとともに、適切な相談対応ができるよう相談対応者のスキルアップを図ります。

【事業内容】

・ＤＶ相談窓口の実施と窓口についての周知
・相談者への情報提供と助言
・相談対応向上のため研修実施、相談対応マニュアルの更新

③　被害者の保護・自立支援

ＤＶ被害者の状況や、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな支援を行うため、関係課や関係機関と連携し、被害者の負担を軽くする支援体制を構築します。

【事業内容】

・行政機関等で行う諸手続きへの支援
・相談者への情報提供と助言

④　関係機関との連携

ＤＶ防止法に掲げられた支援機関を始め、関係課や関係機関と連携し、ＤＶ被害者に対する支援を行うための協力体制を構築します。

【事業内容】

・関係課との連携強化
・福岡県、警察との連携
・関係職員に対する研修の実施

基本施策Ⅱ－２　誰もが安心して暮らせる支援施策の充実

配偶者間の不和やひとり親、非正規雇用労働者など、生活上困難な状況に陥りやすい女性等が増加し、貧困等の世代間連鎖につながっている状況が問題となっています。

このような状況において、個人の様々な問題に向き合った包括的かつ継続的な支援が必要となっており、経済的に自立し安心して暮らしていくことができる取組が求められています。この施策を女性支援法に基づく「市町村計画」と位置づけ、多様で複雑化した問題に直面し「生きづらさ」を抱える女性等に対し、関係課や機関、民間団体等が連携し切れ目のない支援を行います。

性暴力やセクシュアル・ハラスメントは、近年、社会的な地位や権力を利用して立場の弱い者に同意のない性的行為を強要する加害が社会問題となっており、これらは重大な人権侵害であるとともに、被害者に深刻な心身の影響を与えます。女性だけでなく、男性も被害者になり得ることから、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものであり、性暴力やセクシュアル・ハラスメントを許さず、加害者も被害者も生まない社会の実現に向け、予防啓発や相談窓口の周知に取り組み、被害者が安心して適切な支援を受けられるよう関係機関と連携します。

また、これまでの災害対応においては、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないとの課題が指摘されています。女性や多様な立場の人々のニーズに対応するため、防災計画や避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れます。平時からの訓練等を通じて市職員や市民の意識を高め、多様な意見が反映される体制を整備します。性別や年齢、障がい等の有無などにかかわらず、すべての人が安心・安全に避難生活を送れるよう、支援体制の整備と情報発信の充実を進めます。

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
児童扶養手当受給者で就業を希望する人のうち就職に結びついた人の割合	52.9%	70.0%

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
福祉の総合相談窓口が庁内外の支援機関と連携して支援した回数	714 回	900 回

【出典：第２次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
女性相談支援員の設置	未設置	設置

■主な事業

①　困難を抱える女性等の生活の安定に向けた支援

年齢や男女を問わず、様々な困難を抱える人々が、地域で安心した生活を送ることができるように、相談対応や情報提供などの支援を行います。

特に、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合においては、関係課や関係機関等との連携・協働により支援します。

【事業内容】

・女性等が抱える問題に関する相談窓口の実施
・関係課、関係機関、民間団体等との連携強化による支援の実施

②　性暴力、セクシュアル・ハラスメントの防止

性暴力の加害者も被害者も生み出さない社会を実現するため、性暴力の実態を伝える学習機会の提供と啓発を実施します。

また、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントの未然防止や早期発見に向けた意識づくりを推進し、様々な機会をとおして、事業者や市民に対し啓発活動を実施します。

【事業内容】

・広報紙、ホームページ、講座等による啓発
・市内企業に対する啓発
・セクシュアル・ハラスメント対策の実施

③　防災対策における男女共同参画の推進

災害時の対応においては、性別による多様なニーズへの配慮が必要です。平時からの防災分野における女性の参画を促進し、誰一人取り残さない実効性のある防災対策の実現を目指します。

【事業内容】

・男女比率に配慮した避難所運営職員の編成
・多様なニーズに配慮した避難所運営の実施
・地域で活躍する防災士における女性の割合の向上

基本施策Ⅱ－３　生涯を通じた健康の支援

　男女が互いの性を理解し合って尊重し、相手に対する思いやりを持つとともに、生涯にわたり心身共に健康であることは、男女共同参画を推進するうえでも重要です。
　女性は、心身の健康面で、妊娠や出産に加え、生涯を通じて女性ホルモンの影響を大きく受け、男性と異なる様々な健康上の問題に直面します。このことから、女性特有の疾病の予防や産前・出産・産後の母体ケアまで含めた健康施策に取り組む必要があります。
　一方、男性はライフスタイルの影響に加え、男性ホルモンの変化により、女性とは異なる健康上の問題に直面します。特に、生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いことから、健康増進への支援が求められます。男女が互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対する思いやりをもつことが求められています。
　併せて、性と生殖に関する健康と権利（以下、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という。）に関する正しい認識と理解を深めることが必要です。

成果指標	現状値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
乳がん検診受診率	13.1%	19.2%
子宮頸がん検診受診率	10.2%	16.6%

【出典：地域保健・健康増進事業報告・第２期糸島市健康増進計画（健康いとしま 21）】

■主な事業

① 健康管理の支援と健診（検診）の充実

健康状態やライフステージに応じ、生涯を通した自己管理ができるように支援します。

また、性差を考慮した健診・保健システムの確立を目指し、より効果的な実施方法を検討します。

【事業内容】

・がん検診の推進
・受診しやすい健診体制の構築
・ライフステージに応じた健康づくり支援
・各種団体（商工会、JA 等）と連携した特定健診、がん検診の受診勧奨実施

② 性に関する理解・尊重

ジェンダー平等社会を実現するためには、男女が互いの性を正しく理解し尊重することも必要であり、広く啓発を行います。特に、若年者に対しては、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行い、いのちと心と体を大切にする態度を養います。

また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが、生涯を通じて女性の人権の重要なひとつであるという考え方の啓発に取り組みます。

【事業内容】

・健康保持のための健康講座の実施
・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発
・学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進

資　　料

糸島市男女共同参画審議会委員名簿

（令和８年１月現在　順不同　敬称略）

役　職	氏　　名	所　　属　　等
会　長	山下　亜紀子	九州大学大学院　人間環境学研究院 共生社会学講座　教授
副会長	溝口　誠	溝口建設代表・元行政区長
委　員	宗　聖子	糸島市教育委員会　教育委員
委　員	坂本　朱美	糸島市商工会　女性部長
委　員	吉浦　優子	糸島農業協同組合
委　員	曲淵　直子	糸島市民生委員児童委員協議会
委　員	藤　美央	公募委員
委　員	永濱　晋一郎	公募委員
委　員	廣川　芳子	糸島市男女共同参画推進連絡会議 志摩男女共同参画ネットワーク
委　員	渕　香里	糸島市男女共同参画推進団体 糸島おんなまつり
委　員	井上　英次	糸島市社会福祉協議会
委　員	大城　悦徳	社会保険労務士おおぎ事務所　代表

糸島市男女共同参画社会推進条例

目次

前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　基本的施策（第９条―第24条）
第３章　男女共同参画苦情処理委員（第25条―第32条）
第４章　苦情及び救済の申出の処理（第33条―第40条）
第５章　男女共同参画審議会（第41条）
第６章　雑則（第42条）
附則

日本国憲法には、個人の尊重、男女の平等がうたわれています。わが国では、国際的な取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた法や制度の整備が着実に進められ、平成11年６月には「男女共同参画社会基本法」が制定されて、男女共同参画社会の形成が21世紀の最重要課題と位置付けられました。

しかしながら、今もなお、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会制度や慣行が根強く残っており、そのことが、男女の生き方の自由な選択や社会活動への参画の機会を妨げる要因になっています。

一方、少子高齢化の進行や社会経済情勢の急速な変化などにより、従来型の社会のあり方が問われるようになってきました。新たな活力ある社会をつくるためにも、男女が対等なパートナーとして、さまざまな分野に参画していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、ここに、糸島市の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市と市民と事業者等が協力し合って、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある糸島市を実現するために、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、議会、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画社会　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　市　市長、教育委員会その他の執行機関をいう。

(4)　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする個人をいう。

(5)　事業者等　市内において、事業又は活動を行う法人（個人事業主を含む。）及び団体をいう。

(6)　セクシュアル・ハラスメント　相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。

(7)　ドメスティック・バイオレンス　夫婦、恋人等親密な関係にある人から受ける身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力及び虐待（子どもを巻き込んでの暴力及び虐待を含む。）をいう。

（基本理念）

第３条　次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の形成を推進しなければならない。

(1)　男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いをしないこと。

(2)　男女の個性が共に尊重され、能力が発揮できる機会を確保すること。

(3)　性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらが男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(4)　男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者等の事業若しくは活動方針の立案及び決定に対し共同して参画する機会を確保すること。

(5)　家族を構成する男女が、家事、子育て、介護その他の家庭生活において、家族の一員として互いに協力し、かつ、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に、対等に参画できるようにすること。

(6)　学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、人権教育及び男女平等教育を推進すること。

(7)　男女の対等な関係のもとに、互いの性を理解し、妊娠、出産等性と生殖に関して自らの意思が尊重され、生涯を通して健康で安全な生活を営む権利を確保すること。

(8)　男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調のもとに行われること。

（市の責務）

第４条　市は、男女共同参画社会の形成を推進するための施策（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

２　市は、国、県その他地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協力して推進施策を実施しなければならない。

３　市は、推進施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

（議会の責務）

第５条　議会は、意思決定機関として、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動

において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。
2　市民は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
（事業者等の責務）
第７条　事業者等は、事業又は活動において、男女が対等に参画する機会を確保するため、積極的改善措置を実施するよう努めるとともに、家庭生活と両立することができるよう環境の整備に努めなければならない。
2　事業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
3　事業者等は、糸島市指名競争入札参加資格等に関する規程（平成22年糸島市告示第22号）第２条の規定による申請及び地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項の規定により条例で定める指定管理者の指定の申請をするときは、男女共同参画の推進状況を報告しなければならない。
4　事業者等は、事業又は活動に対し、市から補助金の交付を受けるときは、男女共同参画の推進状況を報告しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、この限りでない。
（差別的取扱い等の禁止）
第８条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
2　何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。
3　何人も、性同一性障害を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

第２章　基本的施策

（基本計画）
第９条　市長は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画、行動計画及び実施計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
2　市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ糸島市男女共同参画審議会（第５章の章名、第41条の見出し及び同条第１項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、広く市民の意見を反映させるための措置を講じるものとする。
3　市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
（施策への配慮）
第10条　市は、施策を策定し、及び実施するときは、男女共同参画社会の形成の推進に配慮しなければならない。
（委員の構成割合）
第11条　市は、法第138条の４第３項の規定による附属機関及び本市の条例、規則等の規定により設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の３以上となるよう努めなければならない。
（模範的職場環境）
第12条　市は、次に掲げる事項を実施し、職場における男女共同参画社会の形成の推進の模範とならなければならない。
(1)　女性の職域の拡大を図るとともに、管理職への登用率を高めること。
(2)　職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわりなく活用できる環境をつくること。
(3)　男女共同参画社会の形成の推進に関する職員研修を積極的に行うこと。
（教育の充実）
第13条　市は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、人権意識を向上させ、かつ、男女共同参画社会の形成を推進するための教育を充実させなければならない。
2　市は、男女共同参画社会の形成を推進するため、職場、学校及び地域において、人材の育成に努めなければならない。
（家庭生活との両立支援）
第14条　市は、男女が性別にかかわりなく、共に家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と職場、学校及び地域における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。
（地域団体への支援）
第15条　市は、地域で活動する団体が活動方針の立案及び決定過程において、男女が対等に参画する機会を確保するため、情報の提供その他の必要な支援をしなければならない。
（事業者への支援）
第16条　市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画の積極的な取組を促すため、情報の提供その他の必要な支援をしなければならない。
（個人事業主への支援）
第17条　市は、農林水産業及び商工業を営む個人事業主が当該事業において、男女が対等に経営等に参画できる機会を確保するため、情報の提供、環境の整備その他の必要な支援をしなければならない。
（市民及び団体への支援）
第18条　市は、市民及び団体が男女共同参画社会の形成の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援をしなければならない。
（相談への対応）
第19条　市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合（以下「人権侵害」という。）に関し、市民及び事業者等から相談を受けたときは、市、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図り、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。
（普及啓発）
第20条　市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成に関する理解を深めるため、普及啓発を行わなければならない。
（男女共同参画推進強調月間）
第21条　市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、その取組への意欲を高めるため、毎年６月を男女共同参画推進強調月間とする。
2　市は、前項の男女共同参画推進強調月間において、市民及び事業者等の協力のもとに、行事等を実施しなければならない。
（調査研究）

第22条　市は、男女共同参画社会の形成の推進に関し必要な調査研究を行う。

（年次報告）

第23条　市長は、毎年、基本計画の実施状況等を報告書にまとめ、これを公表しなければならない。

（推進拠点）

第24条　市は、糸島市男女共同参画センター（糸島市男女共同参画センター条例（平成22年糸島市条例第22号）第１条に規定する施設をいう。）を、市の男女共同参画社会の形成を推進するための拠点とする。

第３章　男女共同参画苦情処理委員

（男女共同参画苦情処理委員の設置）

第25条　市が実施する推進施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策（以下「影響施策」という。）についての苦情を適切かつ迅速に処理し、及び人権侵害における被害者の救済を適切かつ迅速に図るため、法第138条の４第３項の規定に基づき、糸島市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

（定数等）

第26条　苦情処理委員の定数は、２人とし、同性によって占めてはならない。

２　苦情処理委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有し、及び社会的信望を有する者のうちから、市長が委嘱する。

３　苦情処理委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、通算して６年を超えることができない。

４　補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　苦情処理委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第３項第２号に規定する非常勤の特別職とする。

（独任制）

第27条　苦情処理委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議するものとする。

（責務）

第28条　苦情処理委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

２　苦情処理委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（兼職の禁止）

第29条　苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

２　苦情処理委員は、市と取引関係にある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業と兼ねることができない。

（秘密を守る義務）

第30条　苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（解職）

第31条　市長は、苦情処理委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられないとき。

(2)　職務を怠り、又は職務上の義務に反したとき。

(3)　苦情処理委員として、ふさわしくない非行があったとき。

２　前項の規定による解職は、当該苦情処理委員に、解職の理由が説明され、かつ、弁明の機会が与えられた後でなければ行うことができない。

（関係機関等との連携）

第32条　苦情処理委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県、国及びその他の関係機関並びに民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第４章　苦情及び救済の申出の処理

（苦情及び救済の申出）

第33条　市民及び事業者等は、市が実施する推進施策又は影響施策について、苦情処理委員に苦情を申し出ることができる。

２　何人も、市内において人権侵害により被害を受けたときは、苦情処理委員に救済を申し出ることができる。

（処理の対象としない事項）

第34条　前条の規定による苦情及び救済の申出（以下「苦情等の申出」という。）の事項が次の各号のいずれかに該当するときは、苦情処理委員の処理の対象としない。

(1)　判決、裁決等により確定した事項

(2)　裁判所において係争中又は行政庁において不服申立ての審理中である事項

(3)　国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われた事項

(4)　苦情処理委員が既に苦情等の申出の処理を終了した事項と同一の事項であって、同一の者から申出をされた事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が処理することが適当でないと認める事項

２　前条第２項の規定による救済の申出は、当該申出に係る人権侵害があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、これをすることができない。

（調査）

第35条　苦情処理委員は、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

２　苦情処理委員は、特に必要があると認めるときは、関係人に事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。

３　市は、前２項の調査を拒んではならない。

４　市民及び事業者等は、第１項及び第２項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

５　苦情処理委員が調査の結果、苦情等の申出に理由がないと認めるときは、市長は、当該申出人に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（是正等勧告）

第36条　苦情処理委員は、第33条第１項の規定による苦情の申出があった場合において、調査の結果に基づき、市が実施する推進施策又は影響施策が男女共同参画社会の形成に支障が生じると

認めるときは、市に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告（以下「是正等勧告」という。）をすることができる。
2　市は、前項の是正等勧告を尊重しなければならない。
3　苦情処理委員は、必要があると認めるときは、市に期限を定めて、第１項の是正等勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
4　苦情処理委員は、第１項の是正等勧告を決定したとき及び前項の報告を受けたときは、当該申出人に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
5　前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

（救済勧告）

第37条　苦情処理委員は、第33条第２項の規定による救済の申出（市に係るものに限る。）があった場合において、調査の結果に基づき、市が人権侵害を行ったと認めるときは、市に対し、当該人権侵害に対する救済の措置を講じるよう勧告（以下「救済勧告」という。）をすることができる。
2　苦情処理委員は、前項の救済勧告の決定をするときは、合議しなければならない。
3　市は、第１項の救済勧告を尊重しなければならない。
4　第１項の場合において、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

（制度改善のための意見表明）

第38条　苦情処理委員は、苦情等の申出（市に係るものに限る。）があった場合において、調査の結果に基づき、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の理由により、是正等勧告又は救済勧告を行うことが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明（以下「意見表明」という。）をすることができる。
2　苦情処理委員は、前項の意見表明の決定をするときは、合議しなければならない。
3　第１項の場合において、第36条第４項及び第５項の規定を準用する。

（市以外のものによる人権侵害の救済）

第39条　苦情処理委員は、第33条第２項の規定による救済の申出（市に係るものを除く。）があった場合において、調査の結果に基づき、救済の必要があると認められるときは、市長に対し、被害を受けた者に必要な助言その他の支援を行うよう要請することができる。
2　市長は、前項の要請を尊重しなければならない。
3　苦情処理委員は、必要があると認めるときは、市長に期限を定めて、第１項の要請に対する対応結果の報告を求めることができる。

（自己の発意による苦情等の処理）

第40条　苦情処理委員は、第33条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、自己の発意により、市の承認を得て調査を行い、是正等勧告又は救済勧告をすることができる。ただし、人権侵害については、市に係るものに限る。
2　前項ただし書の人権侵害について、調査を行うときは、被害を受けたと認められる者の同意を得なければならない。
3　市は、第１項の是正等勧告又は救済勧告を尊重しなければならない。
4　苦情処理委員は、必要があると認めるときは、市に期限を定めて、第１項の是正等勧告又は救済勧告に対する対応結果の報告を求めることができる。
5　苦情処理委員は、第１項の場合において、調査の結果に基づき、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他の理由により、是正等勧告又は救済勧告を行うことが困難であると認めるときは、意見表明をすることができる。
6　苦情処理委員は、第１項の是正等勧告若しくは救済勧告又は前項の意見表明の決定をするときは、合議しなければならない。
7　苦情処理委員は、第１項の是正等勧告又は第５項の意見表明の決定をしたときは、これを公表しなければならない。
8　苦情処理委員は、第１項の救済勧告の決定をしたときは、当該被害を受けたと認められる者に遅滞なく通知するとともに、これを公表しなければならない。
9　前項の公表に当たっては、個人に関する情報の保護等人権に必要な配慮をしなければならない。

第５章　男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第41条　男女共同参画社会の形成の推進を図るため、法第138条の４第３項の規定に基づき、糸島市男女共同参画審議会を置く。
2　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1)　基本計画その他の重要事項を調査審議すること。
(2)　基本計画の実施状況等について意見を述べること。
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めること。
3　審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第６章　雑則

（委任）

第42条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

第3回 糸島市 男女共同参画に関する市民意識調査
集計結果

【ダイジェスト版】

調査概要

●調査対象	糸島市在住の 18 歳以上の人　2,000 人 住民基本台帳から性別・住所を無作為抽出。年代のみ全体の割合に応じた抽出結果となっている。
●調査期間	令和6年9月3日～令和6年9月30日
●調査方法	郵送による配布、郵送・インターネットによる回収
●回収結果	回収総数 553（回収率 27.7%）　有効回答数 553（有効回答率 27.7%）
●回答者の属性	〈性別〉　女性 55.0%　男性 41.4%　その他 0.0%　無回答 3.6%

糸　島　市

男女の地位の平等について

社会生活の多くの場面で男性が優遇

「社会全体で見た場合」では、「どちらかと言えば男性が優遇」と「男性が非常に優遇」の合計が70．0%となっており、令和元年度より4．7ポイント増加しています。

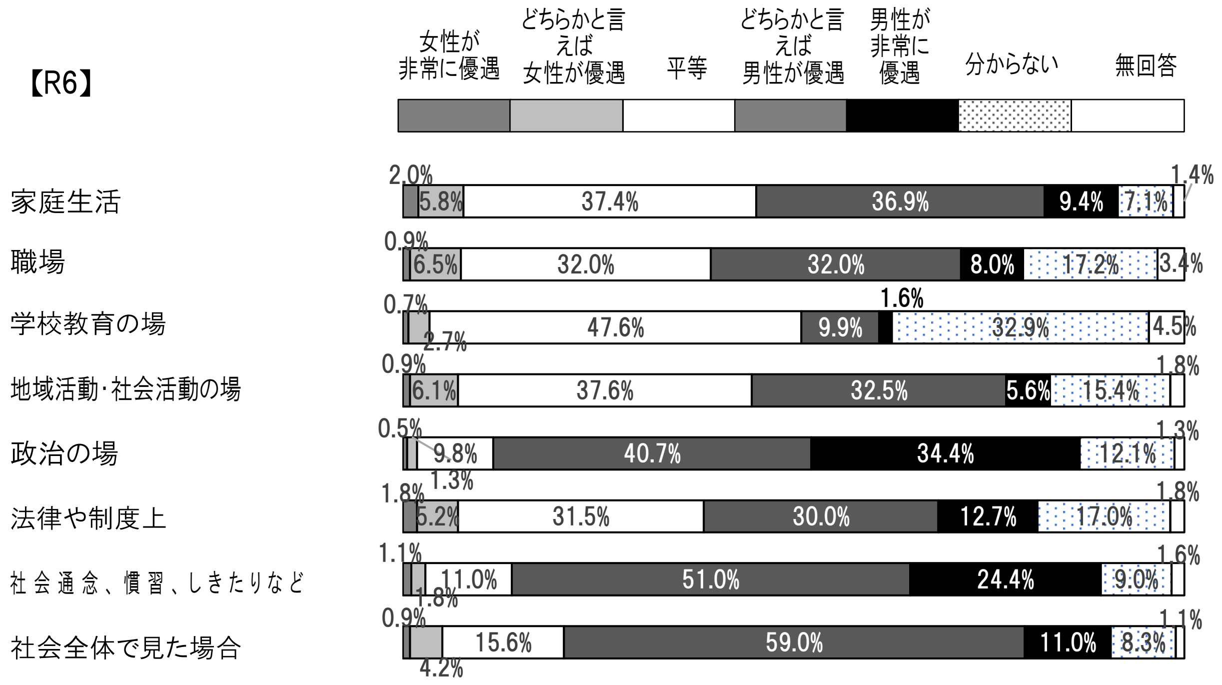

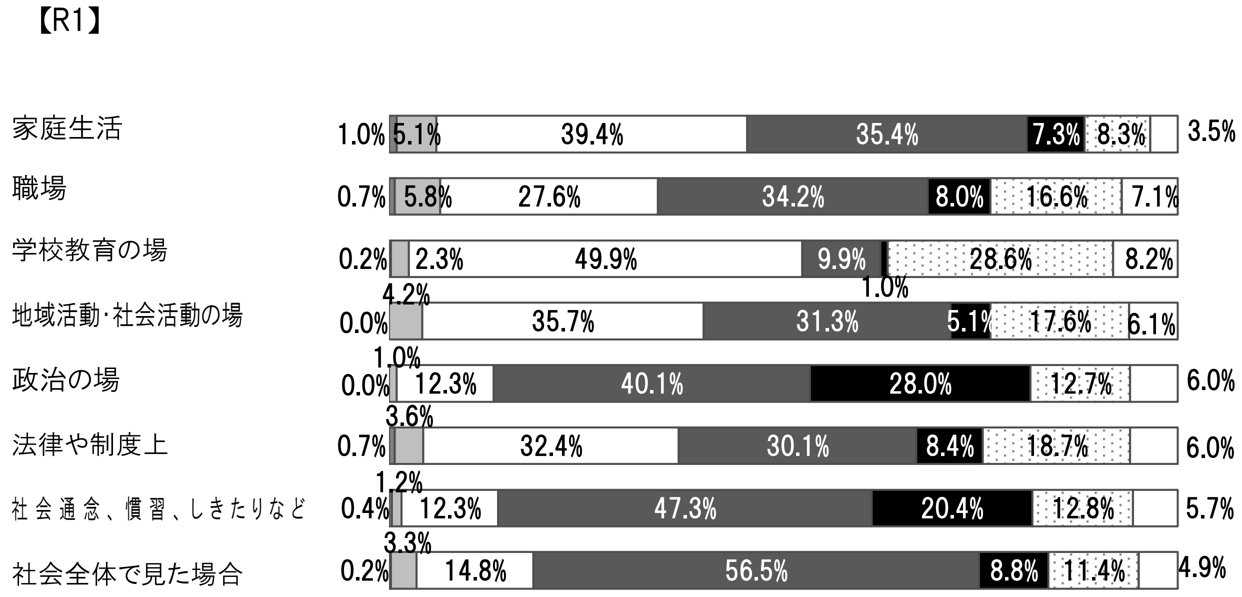

家庭生活について

「男は仕事、女は家庭」という考えに賛成27．0%、反対68．5%

全体では「賛成」「どちらかと言えば賛成」が27．0%、「反対」「どちらかと言えば反対」が68．5%で、「反対」が「賛成」より41．5ポイント高くなりました。令和元年度より「賛成」「どちらかと言えば賛成」が8．6ポイント低くなり、「反対」「どちらかと言えば反対」が」8．7ポイント高くなっています。

男女別では「賛成」「どちらかと言えば賛成」が男性32．8%、女性23．0%、「反対」「どちらかと言えば反対」は男性61．6%、女性74．4%で、賛成の割合は男性が女性より9．8ポイント高く、反対の割合は女性が男性より12．8ポイント高くなりました。

性別による役割分担を否定する意識が高まっていますが、男女の意識に差があります。

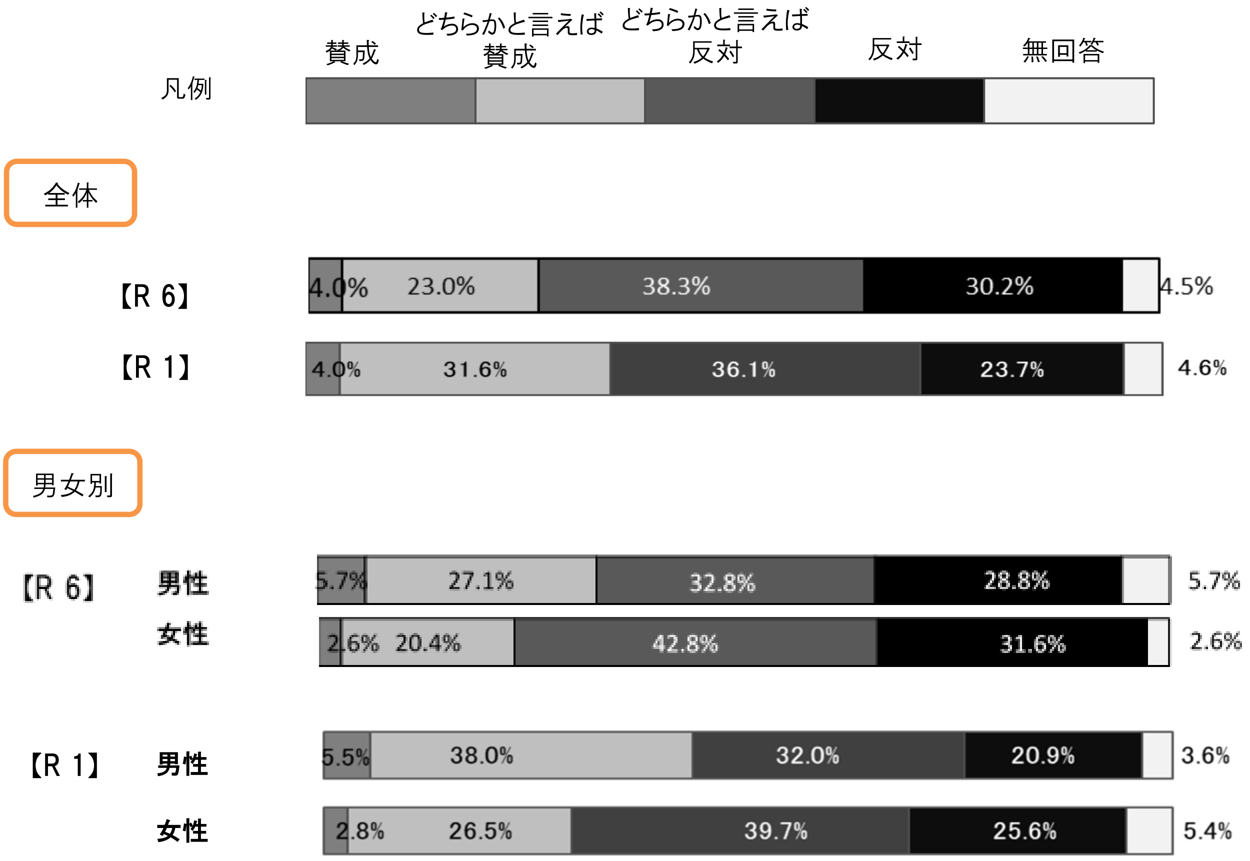

家事の主役は「妻」だが、「妻と夫同じくらい」が増加傾向

「生活費を得る」は「主に妻」の割合が4．5%、「主に夫」の割合が65．7%、「妻と夫同じくらい」が21．9%となり、令和元年度とほぼ同等の割合です。

「食事のしたく」「食後の後片づけ」「掃除」「洗濯」などは、「主に妻」の割合がひときわ高いですが、令和元年度に比べると「妻と夫同じくらい」が増加しています。

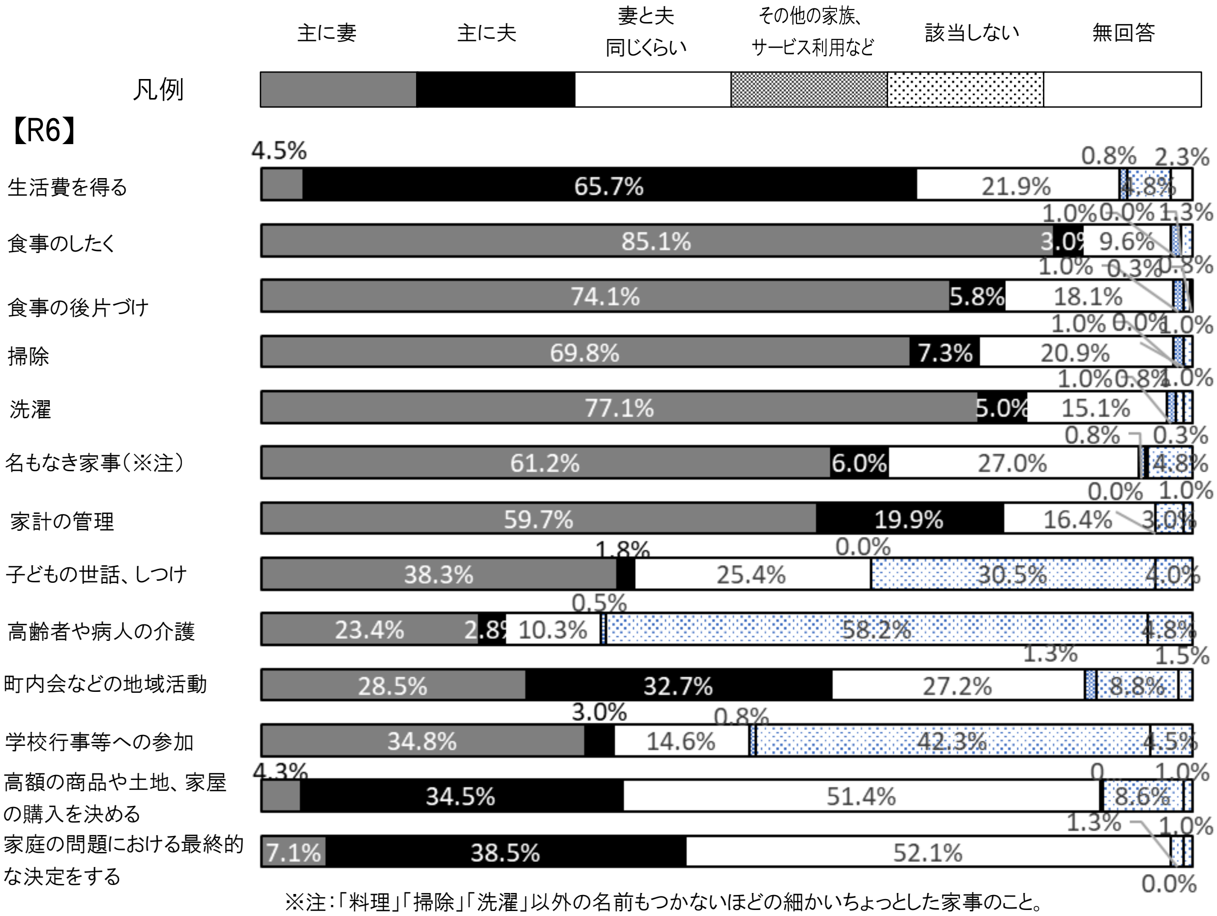

※注：「料理」「掃除」「洗濯」以外の名前もつかないほどの細かいちょっとした家事のこと。
（例）献立を考える、洗剤の補充、ごみの分別、 トイレットペーパーの補充・交換　等

【R1】

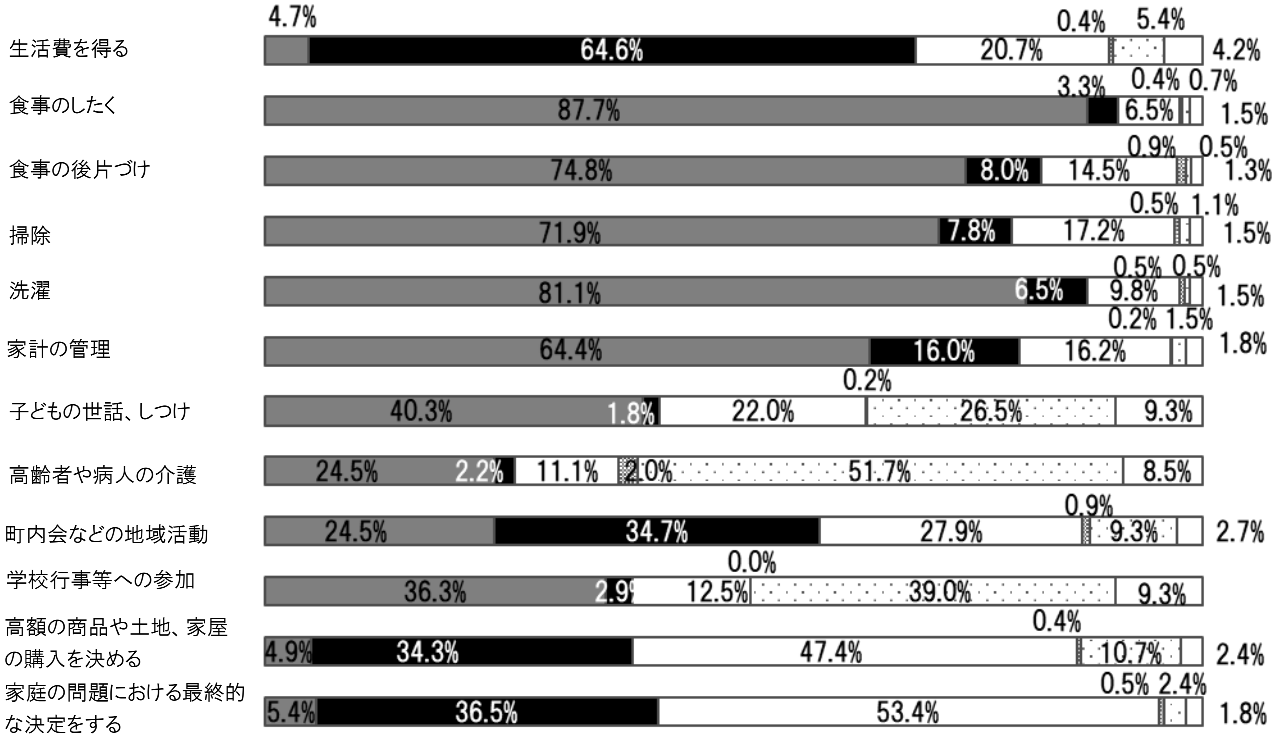

育児・教育について

経済的自立のための教育が必要と考える人が97．3％

「女の子も男の子も同等に経済的に自立できるよう教育が必要だ」という考えについて、「賛成」「どちらかと言えば賛成」は97．3％で、令和元年度の調査より0．4ポイント増加しています。

「女の子も男の子も炊事、掃除、洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせるべきだ」という考えについて、「賛成」「どちらかと言えば賛成」は97．8％で、令和元年度の調査より0．6ポイント増加しています。

令和元年度の「女の子は優しくおしとやかに、男の子は強くたくましく育てたほうがよい」という設問は、令和6年度調査では「女の子は優しくおしとやかに、男の子は強くたくましく育てたほうがよいという考えは変えるべきだ」という設問に変更しました。これに「賛成」「どちらかと言えば賛成」は75．1％、「どちらかと言えば反対」「反対」は23．6％となりました。

令和6年度調査からの新たな設問「『女の子は文系、短期大学、商業高校』『男の子は理系、4年制大学、工業高校』などとこだわらず、進学先を選択すべきだ」は、「賛成」「どちらかと言えば賛成」が81．0％、「反対」「どちらかと言えば反対」は17．7％となっています。

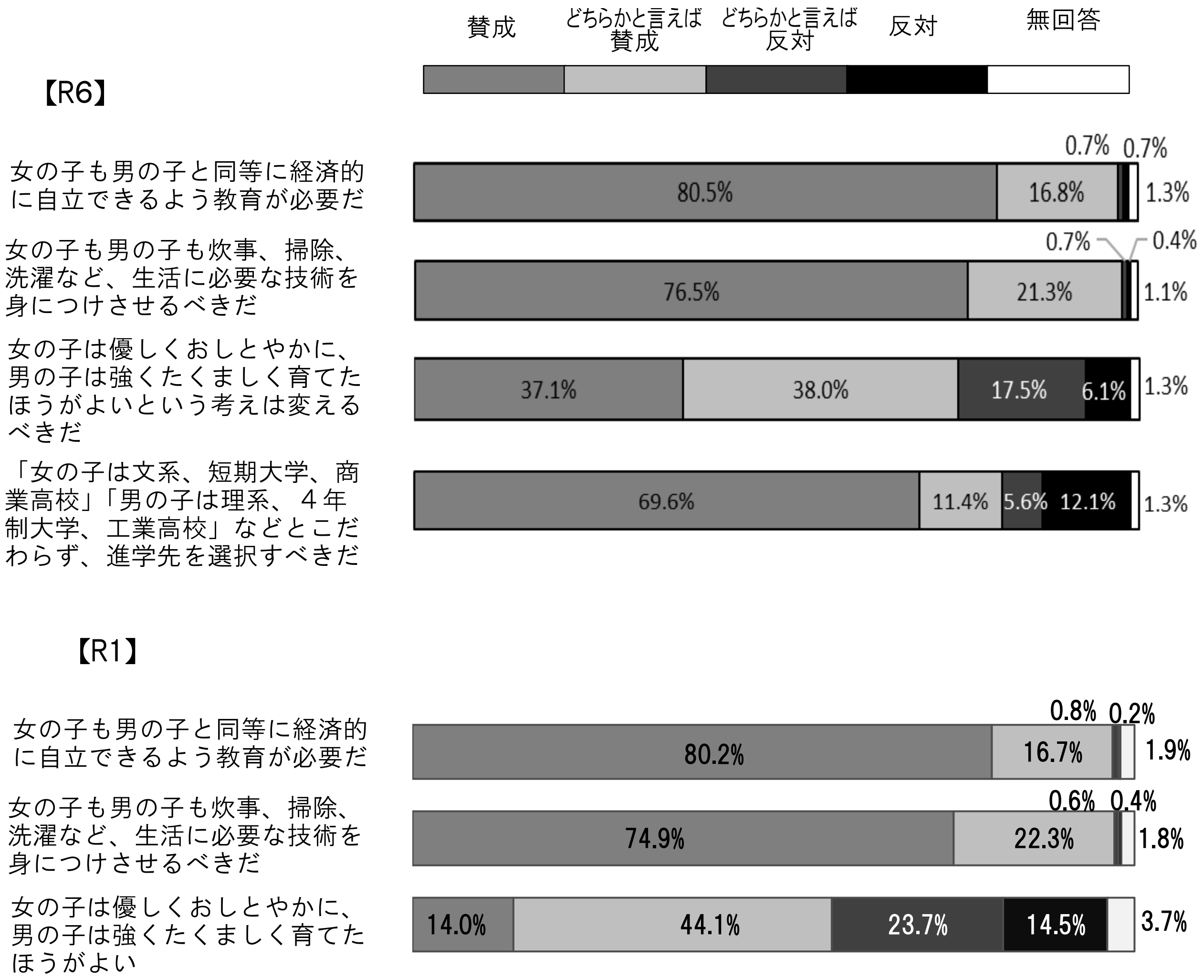

職場や仕事について

女性が「仕事を持ち続けるほうがよい」と考える人が6割を超える

女性が職業を持つことについて、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と思う人の割合が最も多く61．5%でした。令和元年度より11．0ポイント増加しています。

また、「子どもができたらやめ、大きくなったら再び持つほうがよい」は19．2%で、令和元年度より8．6ポイント減少しています。

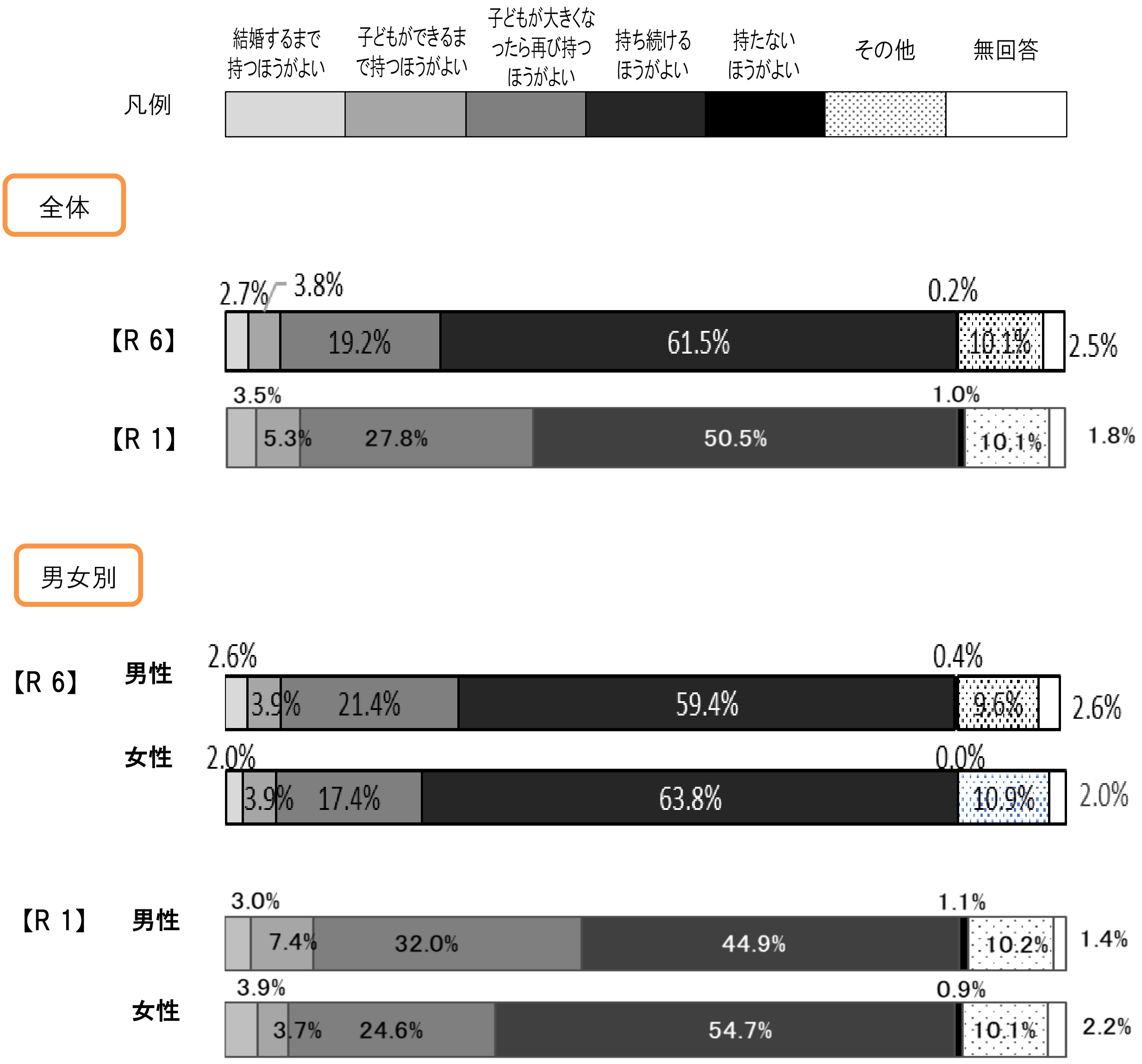

男性の育児休業取得、介護休業取得ともに約9割が肯定的

「積極的に取得したほうがよい」「どちらかと言えば取得したほうがよい」と思う人の割合が、育児休業は89．5%、介護休業は91．8%となっており、令和元年度より育児休業で2．1ポイント、介護休業で0．9ポイント増加しています。

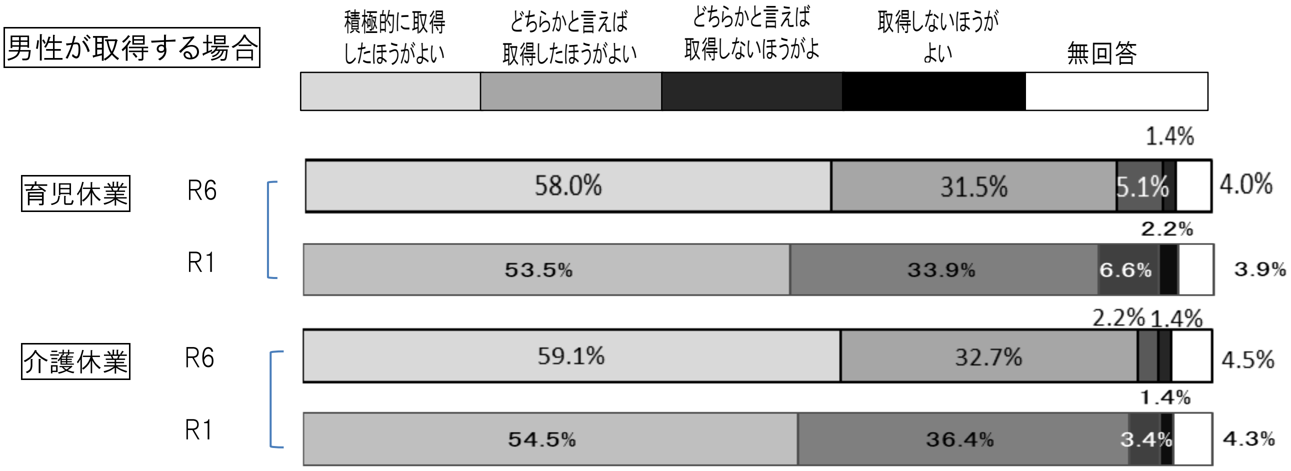

男性の育児休業や介護休業は「職場の理解が得られない」と考える人が多数

男性の育児休業や介護休業の取得が進まない理由として、「職場での理解が得られない」と考えている人が多く、男性がこれらの休業を取得した方が良いと思っているものの、実際は取りづらさを感じていることが分かります。

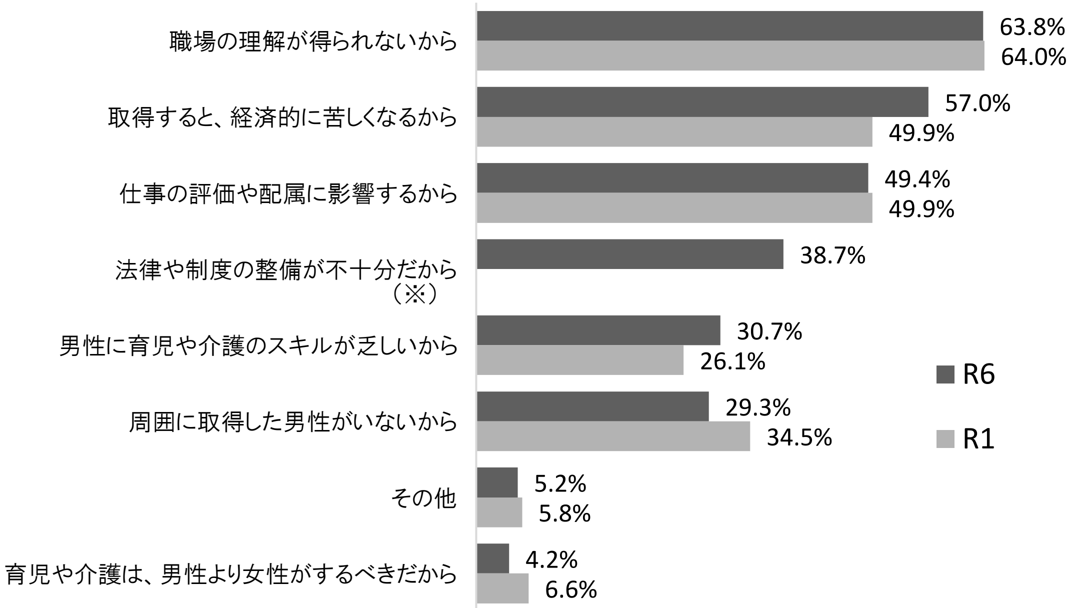

※「法律や制度の整備が不十分だから」は、令和6年度調査の新規項目

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

「仕事と家庭生活、地域活動・趣味等どれも優先」したいと望む人が多数。

生活の中で「仕事と家庭生活を優先」したいと思っている人の割合は26．9％と、令和元年度より3．3ポイント減少しました。代わって「どれも優先」が30．7％となり、令和元年度より18．8ポイント増加し、最も高い項目になりました。

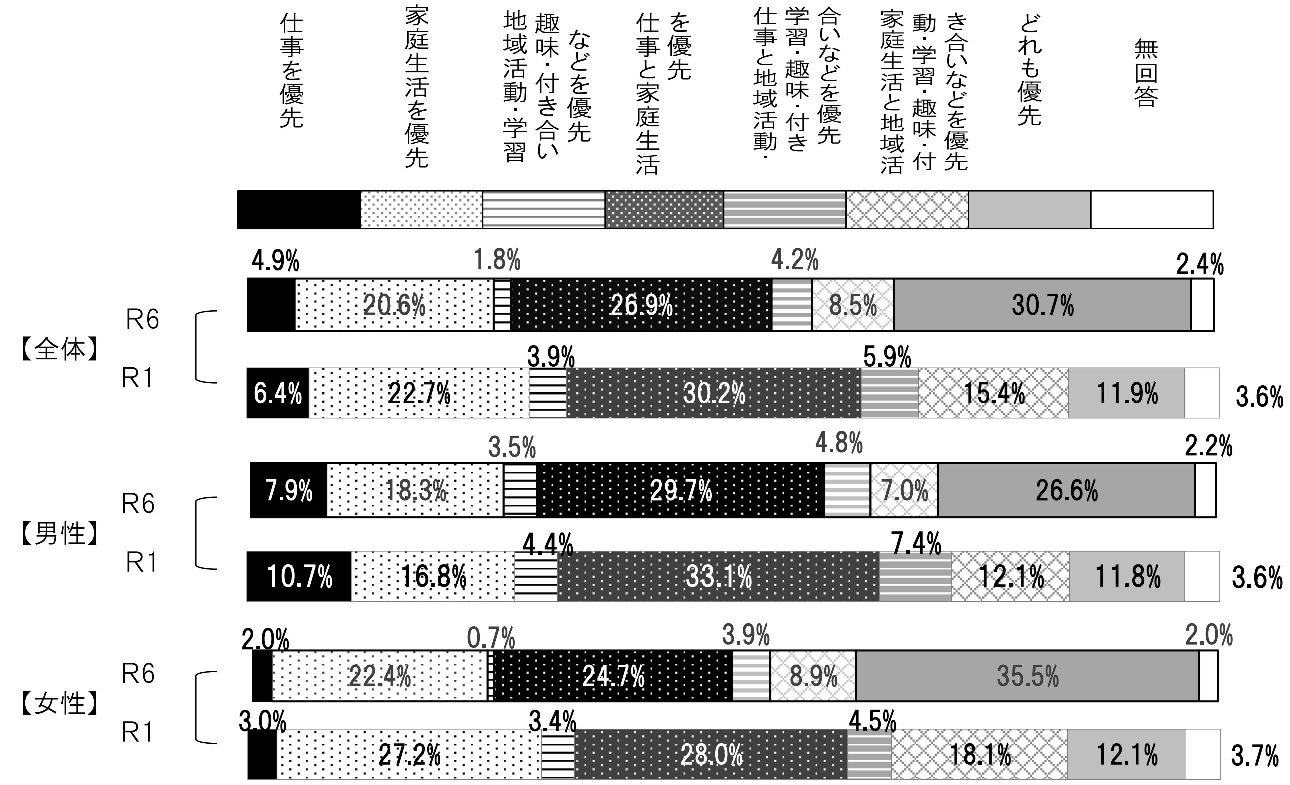

ワーク・ライフ・バランス実現のためには、制度を利用しやすい雰囲気づくり

上位3位までは令和元年度と同じ項目です。「多様な働き方ができるようにする」は25．3％で令和元年度より5．3ポイント高くなり、最も増加しました。

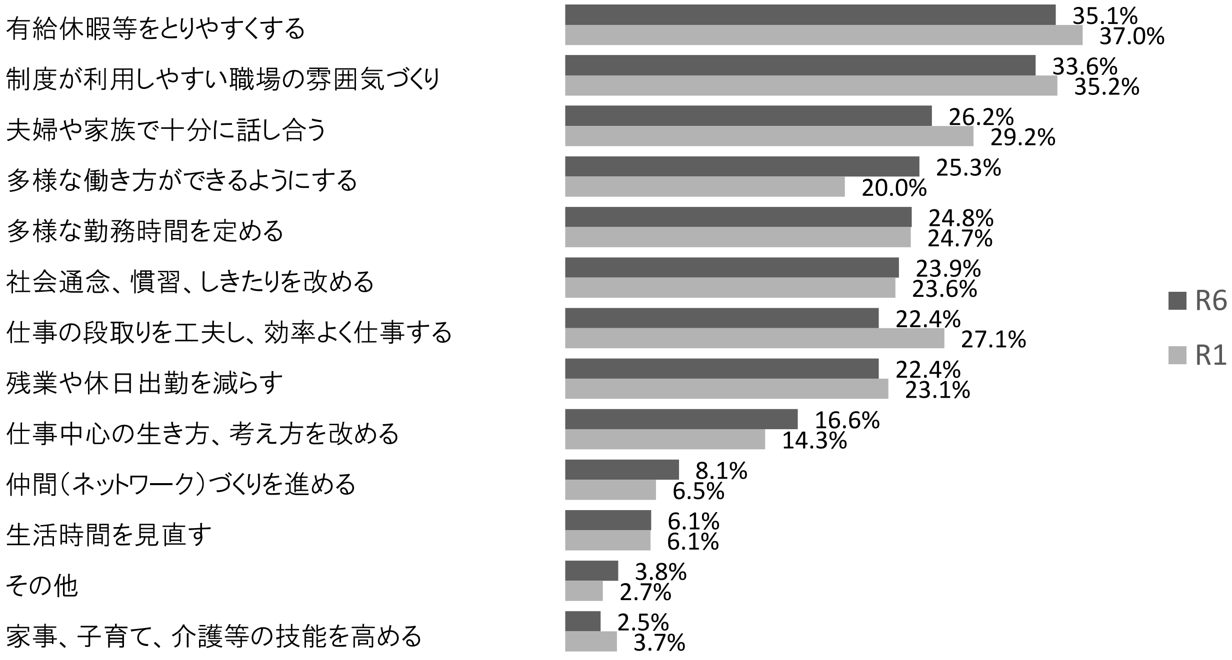

配偶者からの暴力について

身体的暴力を受けたことがある女性は14．5%、精神的暴力が多い。

「何らかの暴力」を受けたことがあると答えた人は、女性では14．5%、男性では4．7%となっており、令和元年度より女性は5．0ポイント高く、男性は1．7ポイント低くなっています。また、「命の危険を感じるくらいの暴力」は、令和元年度調査とほぼ同程度の割合の人が受けたことがあると回答しました。

全体で最も多いのが「大声でどなる」、その次に多いのが「長時間の無視」で、精神的暴力が多い結果となっています。

【R 6】

【何度もされた＋1、2度された】

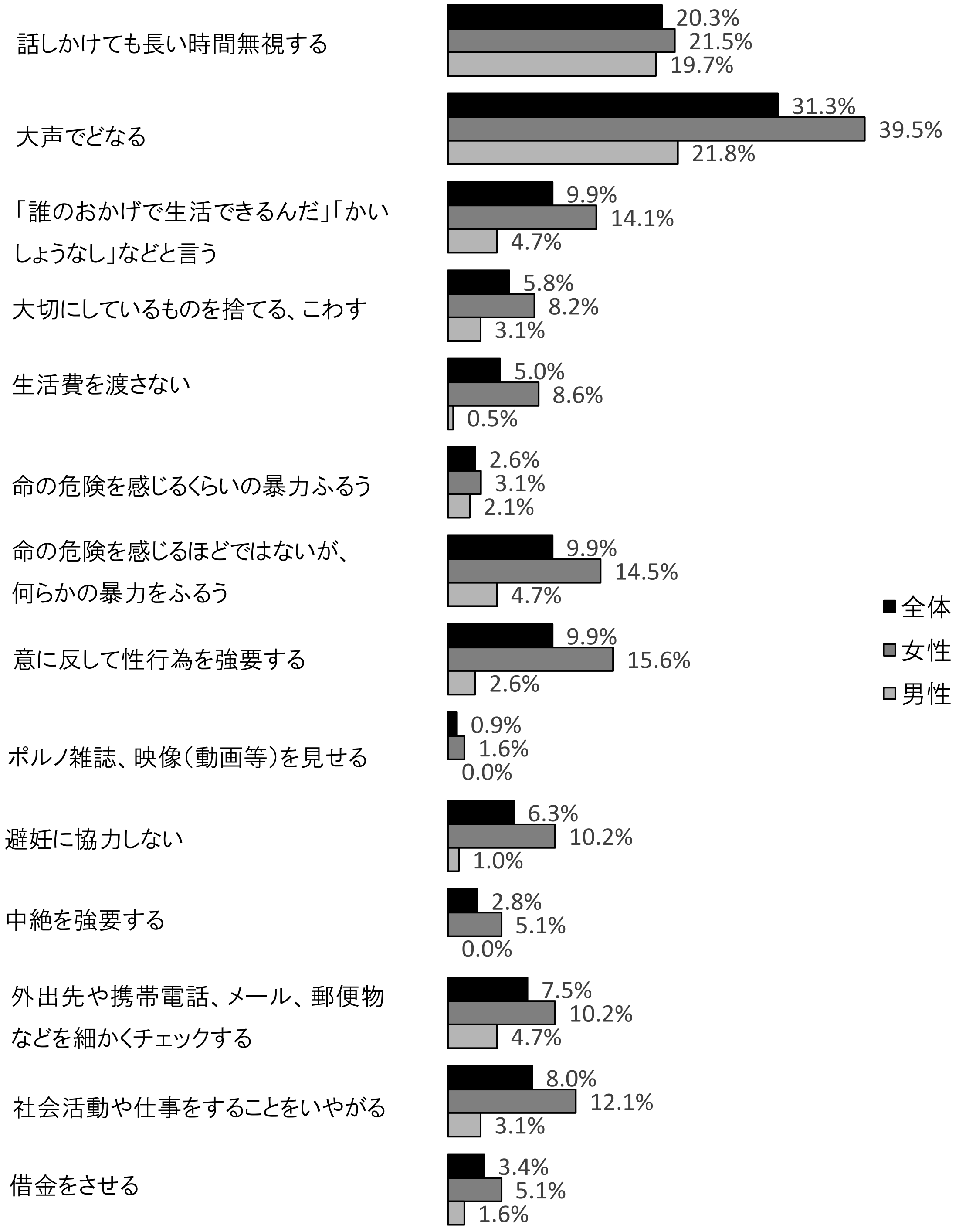

【R 1】

【何度もされた＋1、2度された】

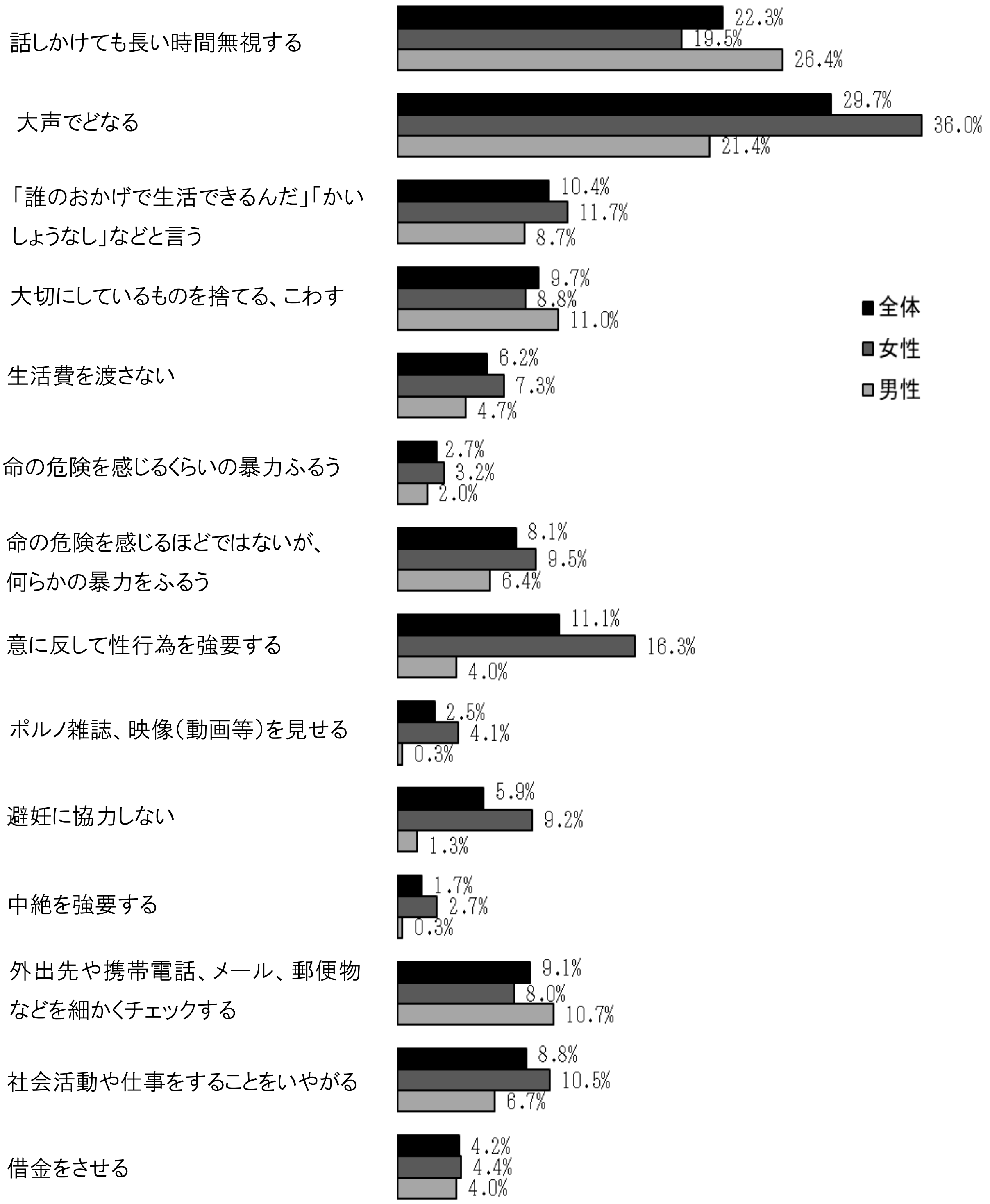

暴力を受けても誰にも相談していない人が44.8%

いずれかの暴力を受けた人のうち「相談していない」人の割合は44.8%で、理由として最も多かったのが「相談するほどのことではないと思ったから」47.4%、次いで「相談しても無駄だと思ったから」29.5%でした。

相談先

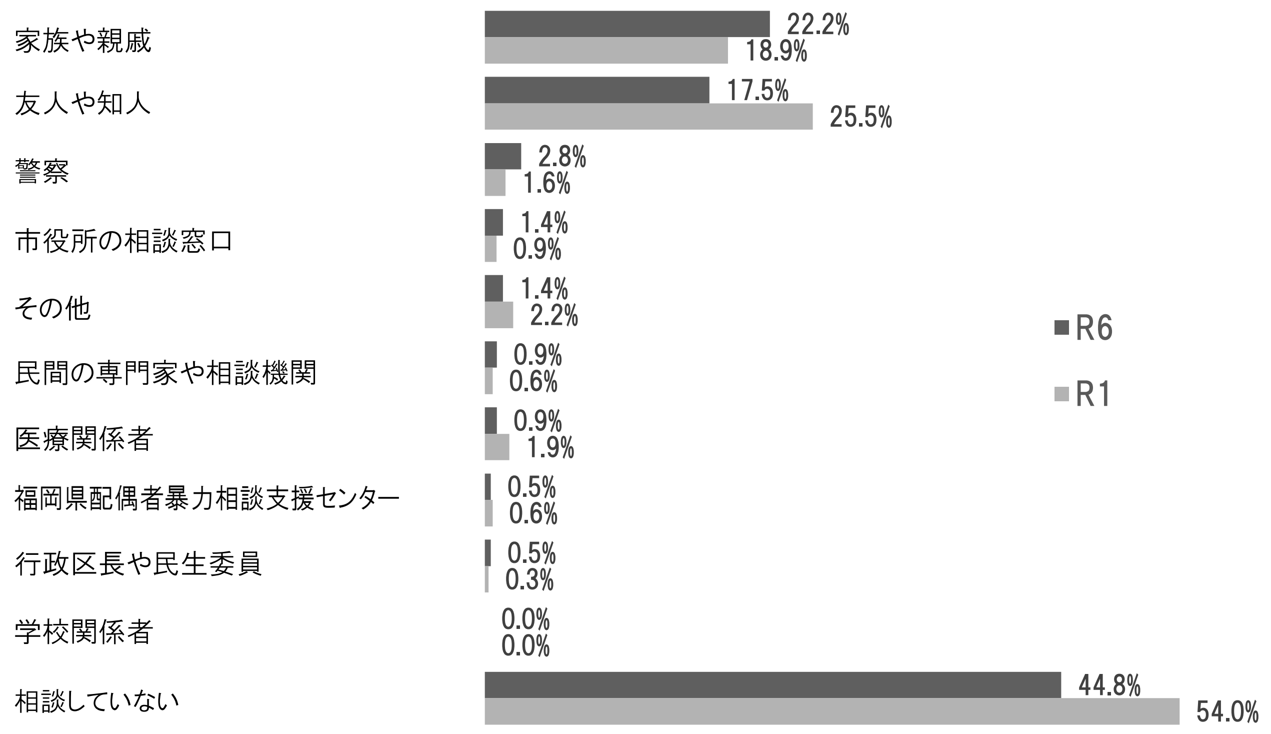

【R6：相談しなかった理由】

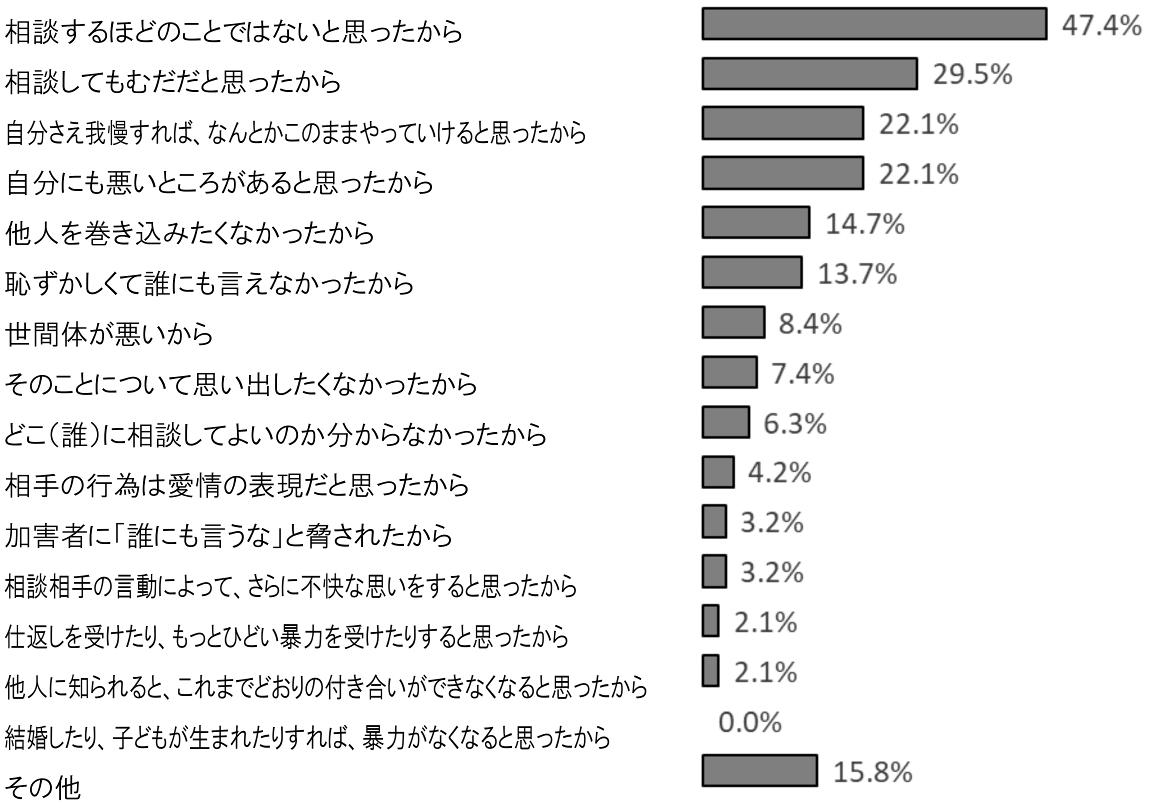

男女共同参画を進めるための取り組みについて

女性の参画が少ない理由は「男性優位に組織が運営されているから」が1位

「政策の企画や方針方法の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いますか」という設問の上位5位までの順位は、令和元年度と同じ結果となりました。最も多かった「男性優位に組織が運営されているから」は52．4％で、令和元年度より4．8ポイント増加しました。「家庭、職場、地域において、性別による役割分担や性差別の意識があるから」は36．2％となっており、令和元年度より6．2ポイント増加しています。

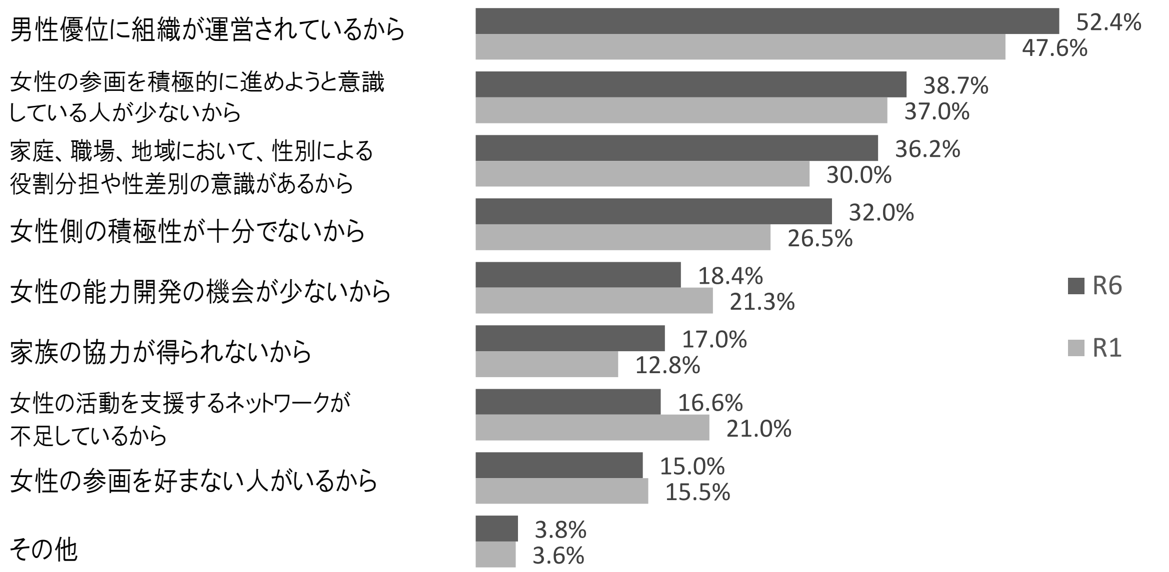

地域社会で男女共同参画を進めるためには、男女が同じように活動に参加することが必要

「地域社会で男女共同参画を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか」という設問では、「男女が同じように地域行事などに参加する」が令和元年度より6．6ポイント増加し39．4％で最も多く、次いで「地域役員へ積極的に女性を登用」が4．9ポイント増加し36．9％でした。「さまざまな人の意見を地域活動に反映させる」、「男女の固定的な役割分担を改める」も30％を超えています。

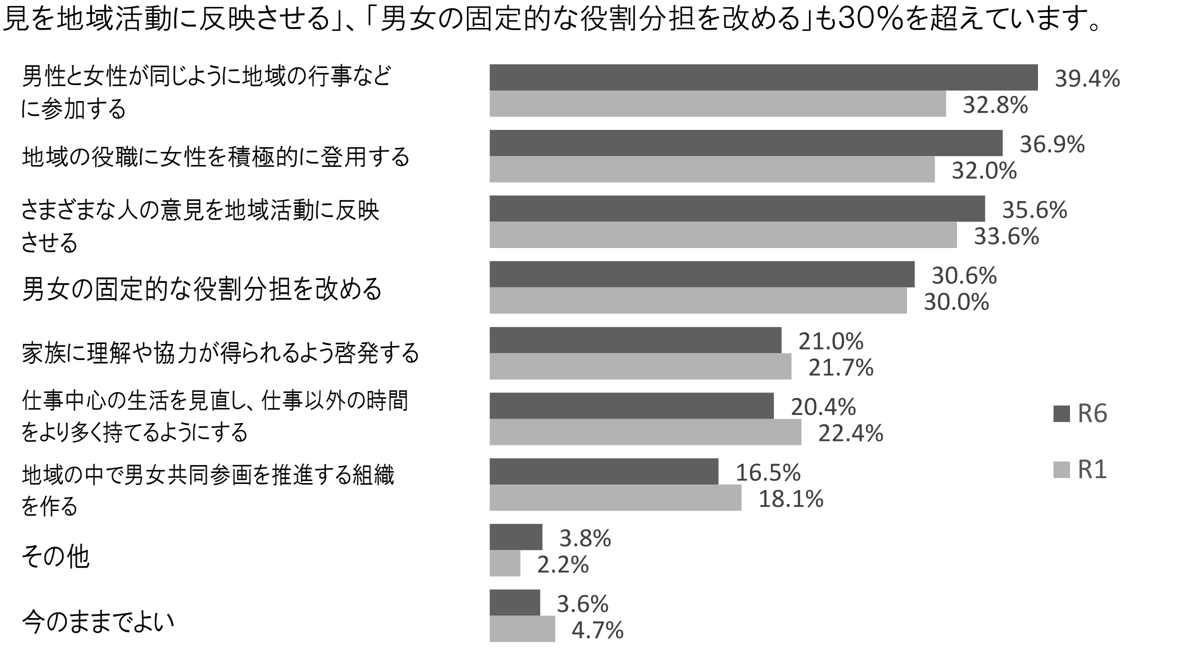

男女共同参画社会の実現のために市に望むのは制度の普及・促進

男女共同参画社会づくりのために市が力を入れていくべきことについては「男女が共に働きやすくするための制度の普及・促進」が最も多く56．4%、次いで「保育・介護施設やサービスの充実」が51．4%で、この2つの項目が50%を超えました。

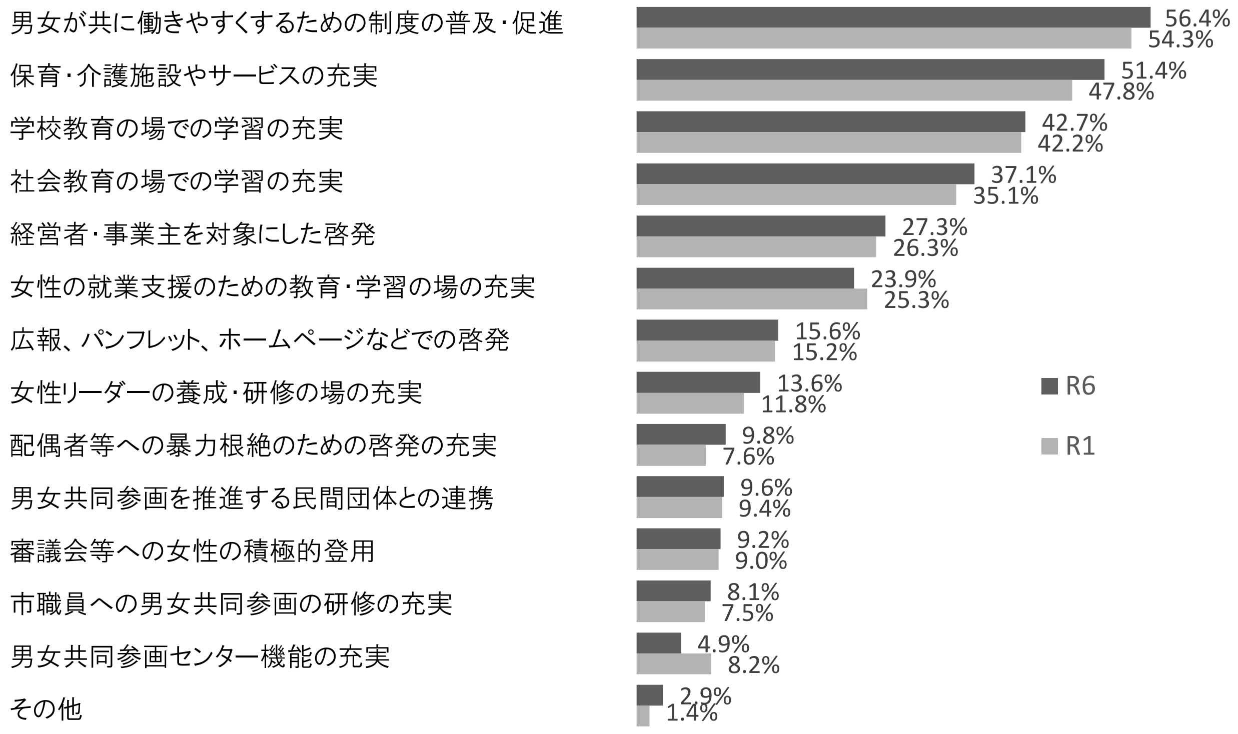

自由意見 （一部抜粋）

〇男女共同参画･出来る人がする･困っている人が居たら助ける･助けてと言える人になる等個人として基本的な事を学校の道徳的な授業に取り入れ男女ではなく人間の心の学習に取り組む方がいいと思います（男女関係のない時代になりつつあるので）。 （50 歳代　女性）

〇地域の方々の考え方もいろいろ変わってきています。急に変わっても反発がありこれも大変なところもあります。市としても、今までいろんなことに努力されてきた結果と思います。個人個人がどう考えを変えていくかにかかっているでしょうから、自分なりにいろんな研修会等に参加し、地域、周りのみなさん仲良く暮らせるようにしたいと思います。 （70歳代　女性）

〇「さまざまな事業に取り組んでいる」とあるが、私たち市民には取り組まれている具体的な内容が届いてない（見えない）気がします。市民の方の中で男女共同参画と人権において、どれだけ困っている方がいるのか、皆さんに知っていただくことで、意識も変わってくるのではないかと思います。 （40歳代　男性）

〇自分がそうであったように、市外の会社に勤める男性は、居住地のいろんな事（男女共同参画、人権問題など）について全く無関心で知らない事ばかりでした。退職して、地域とのかかわりが出てきて初めて知る事ばかりでした。この様に普段から地域とのかかわりが無い（少ない）男性に対する対策が必要と思います。

（70歳代　男性）

〇今後の取り組みに期待します。子どもたちを教育する大人の固定観念や意識を変える必要性を感じます。残念な大人が社会に多い、それを見て育つ子供たちへの負の連鎖を切ってあげたいと思います。

（40歳代　女性）

〇小さな子どもの子育てと仕事、家事で時間に全くゆとりがなく、男女共同参画や人権問題全般についての現状を知る機会を得られないため、糸島のイベントがある時に情報を提供するブースなどを積極的に出していただけると、もっと認知しやすく、社会全体の認知に少しずつ広がっていくような気がします。

（40歳代　女性）

〇地域での話し合い等、女性が発言するのが難しい。役員さんが全部男性で、公民館掃除、行事等の料理などは女性という感じ。なんとなく決められている。今から若い次の世代に引き継いで行かなければならないので、今から先の、自分で出来ることを考えていきたいと思います。（70歳代　女性）

〇普段あまり意識していない問題と思っていましたがアンケートを答えていく中で自分の日常や身近な所にも男女や人権問題がある事を実感することができた。今後意識し、行動していけたらと思います。

（40歳代　女性）

〇各々自分がその当事者になった時自分ならどんな気持ちになるかを考えると良いと思います。

（30歳代　女性）

〇時代はどんどん進んでいる。人の考え方や行動も日々変わっている。移り行く社会に遅れてはいけない。古き良きしきたり、伝統も大切だが、その時々に合ったことにいろいろな知識を持ちよりアップデートしていく必要がある。当然、結果の見直し、検証、改善も必要な事である。（60歳代　男性）

〇夫婦は別姓にして対等な立場を明確にするべき。社会の一員としての自覚が不足していたと改めて反省しています（このアンケートにより）。社会全体が協力していかないとより良い生活は送れないと改めて思いました。（60歳代　女性）

〇私の時代は、男尊女卑とまではいかないが、自然と男性を立てる文化だったようです。男は仕事、女は家事。30代の頃は少しずつ女性も仕事を持って、結婚後も共働きという言葉が流行った気がします。仕事に行ってもまず社員全員のお茶入れをしていたし、それが普通だった気がします。特に差別されているという意識もなかったように思います。男女共同参画やジェンダー、いろいろな問題はあるだろうけど、自分の得意なことを男女関係なくやればよいと思う。なかなかなくならない差別が、なくなることが理想ですね。（60歳代　女性）

〇昔の風習が生きているのかはわかりませんが女性の立場の向上を願います。女性の意見が通るような世の中になることを願います。自由で開かれた女性の活躍を願います。（60歳代　女性）

〇男女共同参画や人権問題について、いまだにこのようなアンケートがあることに驚きました。私たち世代の感覚では、男女が均等でないという考えが存在することの方が不思議で、男女平等を掲げること自体、違和感があります。ただ、それは自分たちが差別に苦しんでいないから影の部分が見えていないだけのかもしれません。すでに世界は平等だと思っていることで、傷ついている人の声を聞き逃さないように周囲をよく見回して生きようと思います。いつか、誰もが人権問題を忘れて暮らせるような日が来ることを願っています。（20歳代　男性）

〇市民に啓発する機会がもっとあったらいいと思います。私自身、もっと意識を高めなければと思っています。（60歳代　男性）

男女共同参画をめぐる国内外の主な動き

年	世界	日本	福岡県
1975 年 （Ｓ50）	国際婦人世界会議（第１回）開催 （メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 「国連婦人の 10 年」を宣言 （国連第 30 回総会）	総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題企画推進会議」を設置	
1976 年 （Ｓ51）	国際人権規約発効 「国連婦人の１０年」スタート		
1978 年 （Ｓ53）			「婦人問題関係行政推進会議」を設置 「婦人問題懇話会」発足
1979 年 （Ｓ54）	「女子差別撤廃条約」採択 （国連第 34 回総会）	国際人権規約批推	「婦人対策室」を設置
1980 年 （Ｓ55）	国際婦人世界会議（第２回）開催 （コペンハーゲン）	「女子差別撤廃条約」署名	「福岡県行動計画」策定
1981 年 （Ｓ56）	「女子差別撤廃条約」発効		
1985 年 （Ｓ60）	「国連婦人の１０年」最終年 世界女性会議（第３回）開催 （ナイロビ） 「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	「国民年金法の一部を改正する法律」 （女性の年金権の確立）成立 「男女雇用機会均等法」公布 「女性差別撤廃条」批准	婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出
1986 年 （Ｓ61）		「男女雇用機会均等法」施行	第２次「福岡県行動計画」策定
1988 年 （Ｓ63）		「改正労働基準法」施行	
1991 年 （Ｈ3）		「育児休業法」公布	
1992 年 （Ｈ4）		「育児休業法」施行 「婦人問題担当大臣」設置	
1993 年 （Ｈ5）	「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（国連第 48 回総会）	「短時間労働者の雇用管理の改善などに関する法律」施行	
1994 年 （Ｈ6）	「人権教育のための国連１０年」決議	総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置	
1995 年 （Ｈ7）	世界女性会議（第４回）開催（北京）	「育児休業法」を改正し「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	
1996 年 （Ｈ8）		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	第３次「福岡県行動計画」策定 福岡県女性総合センター「あすばる」開館
1997 年 （Ｈ9）		「男女雇用機会均等法」改正	

年	世界	日本	福岡県
1999 年 （H11）	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採決（国連第 54 回総会）	「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
2000 年 （H12）	国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「男女共同参画基本計画」策定	「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001 年 （H13）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「ＤＶ防止法」）交付、一部施行 「育児・介護休業法」の改正、一部施行（育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等）	「福岡県男女共同参画推進条例」交付施行
2002 年 （H14）		「ＤＶ防止法」全面施行 「改正育児・介護休業法」全面施行	「福岡県男女共同参画計画」策定
2003 年 （H15）		「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行 「少子化社会対策基本法」公布	「福岡県女性総合センターあすばる」から「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称
2004 年 （H16）		「ＤＶ防止法」改正（保護命令の拡充など）、施行 「育児・介護休業法」改正（休業制度の拡充）	
2005 年 （H17）	北京＋１０（第 49 回国連婦人の地位委員会）開催 （ニューヨーク） 宣言文採択	「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 「第２次男女共同参画基本計画」策定	
2006 年 （H18）		「男女雇用機会均等法」改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等）	「第２次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007 年 （H19）		「改正男女雇用機会均等法」施行 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 「ＤＶ防止法」改正（保護命令の拡充など）	
2008 年 （H20）		「改正ＤＶ防止法」施行 「次世代育成支援対策推進法」改正	
2009 年 （H21）		「育児・介護休業法」改正（短時間勤務制度導入の義務付けなど）	

年	世界	日本	福岡県
2010年 （H22）	北京＋１５（第54回国連婦人の地位委員会）開催 （ニューヨーク） 宣言文採択	「改正育児・介護休業法」施行 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を改正 「第３次男女共同参画基本計画」策定	
2011年 （H23）	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 （UN Women）発足		「第２次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 「第３次福岡県男女共同参画計画」策定
2013年 （H25）		「DV防止法」改正（配偶者の範囲の拡大）、施行	
2014年 （H26）	「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 （第58回国連婦人の地位委員会）		
2015年 （H27）	北京＋２０（第59回国連婦人の地位委員会）開催 宣言文採択 「SDGｓ」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」決議案採択（国連サミット）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行	
2016年 （H28）		「第４次男女共同参画基本計画」策定「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（職務関係者による配慮等）	「第４次福岡県男女共同参画計画」策定 「第３次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 「福岡県女性の活躍応援協議会」設立
2017年 （H29）	G7タオルミーナ・サミット開催（イタリア） 宣言文採択 APEC女性と経済フォーラム開催(ベトナム) 声明文採択	改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行	
2018年 （H30）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 「働き方改革関連法案」成立	
2019年 （R元）		事業主行動計画策定指針の一部改正 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行規則の一部を改正 「女性活躍加速のための重点方針2019」決定	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」制定

年	世界	日本	福岡県
2020年 （R2）	北京＋25（第 64 回国連婦人の地位委員会）開催 宣言文採択	「改正配偶者暴力防止法」施行 改正「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策総合推進法」の施行 「男女共同参画基本計画（第５次）」閣議決定	
2021年 （R3）		「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（規制対象行為の拡大等） 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 「育児・介護休業法」の改正（男性育休の取得促進） 「改正ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行	「第４次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 「第５次福岡県男女共同参画計画」策定
2022年 （R4）		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	「福岡県における議会関係ハラスメントを根絶するための条例」公布
2023年 （R5）		「DV 防止法」改正　（保護命令制度の拡充など）	「福岡県困難な問題を抱える女性に対する支援計画」策定
2024年 （R6）		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「育児・介護休業法」及び「次世代育成対策推進法」改正・一部施行	「女性活躍推進室」が「女性活躍推進課」へ組織改正 「女性相談所」が「女性相談支援センター」へ組織改正

男女共同参画をめぐる糸島市の主な動き

年	糸島市
2010年 （H22）	「糸島市男女共同参画社会推進条例」公布、施行 「糸島市男女共同参画社会推進計画策定委員会」設置 「糸島市男女共同参画社会推進本部」設置 「糸島市男女共同参画審議会」設置 男女共同参画センターラポール、男女共同参画センターかがやきの２館体制
2011年 （H23）	「糸島市男女共同参画社会基本計画（平成23年度―27年度）」策定
2013年 （H25）	人権政策課から人権・男女共同参画推進課へ改称
2014年 （H26）	「第1回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2015年 （H27）	男女共同参画センターを1本化し、機能をラポールに統合
2016年 （H28）	「第２次糸島市男女共同参画社会基本計画（平成28年度―令和２年度)」策定 糸島市男女共同参画都市宣言実施 糸島市男女共同参画シンボルマーク決定
2019年 （R元）	「第２回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2020年 （R2）	「第３次糸島市男女共同参画社会基本計画（令和３年度―令和７年度)」策定
2024年 （R6）	「第３回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2025年 （R7）	男女共同参画センターラポール　糸島市市民交流センターに複合化、移転 「第４次糸島市男女共同参画社会基本計画（令和８年度―令和12年度)」策定

男女共同参画用語集（五十音順）

アンコンシャス・バイアス	自分のこれまでの経験や見聞等から生み出された「偏ったものの見方や捉え方」のこと。日本語で「無意識の思い込み」などと表現される。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）	平成３（1991）年に「育児休業法」が成立し平成４（1992）年４月に施行。平成７（1999）年の改正により介護休業制度が創設され、法律の名称が「育児・介護休業法」となった。労働者が育児や家族の介護と仕事を両立できるよう休業制度や短時間勤務、残業免除などを定めている。社会情勢の変化や働き方の多様化に応じて改正が重ねられ、制度は段階的に拡充されてきた。令和７（2025）年施行の改正では、子の看護休暇の対象拡大やテレワーク促進など、より柔軟な働き方を支えるための支援策が強化された。
イクボス	職場で共に働く部下の仕事と家庭の両立を考え、部下のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績結果も出しつつ、自らも仕事と家庭を両立することのできる上司。
糸島市男女共同参画社会基本計画	男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を担い、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定された計画。
糸島市男女共同参画社会推進条例	糸島市の男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市と市民と事業者等が協力し合って、男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある糸島市を実現するために、制定された条例。
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）	平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として，平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind)」という理念を掲げている。SDGs は発展途上国のみならず，先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり，日本も積極的に取り組んでいる。
ＬＧＢＴＱ＋	LGBTQ+とは、レズビアン（Lesbian)、ゲイ（Gay)、バイセクシュアル（Bisexual)、トランスジェンダー（Transgender)、

	クエスチョニングまたはクィア（Questioning, Queer）の頭文字と、これらに当てはまらない多様な性を表現するプラス（＋）を加えた性的少数者の総称の一つ。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、農業経営に意欲とやり甲斐を持って参画することを目的に、経営方針、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき文書で締結するもの。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることによって、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を身に付けさせることを主眼とした教育。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）	女性が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻、地域との断絶、孤立など、様々な困難に直面しやすい現状を受け、令和４（2022）年に制定された法律。令和６（2024）年施行。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難を抱える、またはそのおそれのある女性を社会全体で支えることを目的としている。国や地方自治体は、支援が必要な女性を早期に発見し、一人ひとりのニーズに応じて、相談支援や生活支援、一時保護、自立支援など、包括的な支援を切れ目なく提供する体制を整備することが求められる。また、支援機関同士の連携強化、民間団体との協働による支援、理解促進のための啓発にも取り組むことが定められている。これにより、女性が安心して暮らし、自らの人生を主体的に選択できる社会の実現をめざす。
ジェンダー	「生まれたときの性別（生物学的な性別）」に対して、「女性はこうあるべき」「男性はこうあるべき」などの思い込みやイメージを「社会的に作られた性別（ジェンダー）」という。
ジェンダー・ギャップ指数	スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される、男女格差を示す指標。スコアはランキング形式で示される。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	いわゆる「女子差別撤廃条約」、男女平等の権利の確立を促進することを目的とした条約。昭和 54（1979）年の国連総会で採択された。法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出している。日本政府は、国籍法、民法、男女雇用機会均等法等の国内の法整備を行い昭和

	60（1985）年に批准。令和６（2024）年９月現在の条約締約国は 189 か国。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	いわゆる「女性活躍推進法」のこと。仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、平成 27（2015）年８月に 10 年間を期限として成立。国や自治体、企業などの事業主に対して、女性の活躍状況の把握や課題分析、数値目標の設定、行動計画の策定・公表などが求められる。令和７（2025）年６月に改正法が公布され、有効期限が令和 18（2036）年３月 31 日まで延長された。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	議会に女性が参画することで、より暮らしやすい社会となるよう、国会と地方議会選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し、平成 30（2018）年５月に成立。「候補者男女均等法」ともいわれ、政党・政治団体には男女の候補者数の目標を定める等「自主的に取り組むよう努める」と規定しているが、罰則は設けていない。令和３(2021)年６月に改正され、誰もが立候補や議員活動をしやすい環境を整備するため、政党等の取組促進や、性的言動に起因するハラスメント防止への対応を含む国や地方公共団体の施策強化等が明記された。
セクシュアル・ハラスメント	いわゆる「セクハラ」、性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。 特に雇用の場では、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えること（対価型）、あるいは操り返すことによって就業環境を著しく悪化させること（環境型）ととらえられており、「男女雇用機会均等法」の改正によって、職場のセクシュアル・ハラスメント防止のため、事業主には措置が義務付けられた。
男女共同参画社会	男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

男女共同参画社会基本法	男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であることから、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された。平成 11（1999）年６月公布、施行。令和７（2025）年６月に「独立法人男女共同参画機構法」の成立に伴い一部改正され、男女共同参画センターが「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置付けられ、地方公共団体はその機能を担う体制を確保するように努めることとされた。
男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。昭和 60（1985）年に制定、昭和 61（1986）年施行。平成 11（1999）年４月改正では、募集や採用、配置から定年や退職、解雇に至るまでの雇用管理すべての段階における女性に対する差別が禁止、平成 19（2007）年の改正では出産・育児に対する不利益取り扱い禁止や男女双方への差別禁止、平成 29（2017）年の改正では妊娠・出産などに対するハラスメント防止、令和２（2020）年の改正ではセクハラやパワハラの防止対策などが強化された。
デートＤＶ	婚姻関係になく、生活の本拠を未だ共にしていない交際相手からの暴力。※「ＤＶ」の項参照。
ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や生活の本拠を共にする（もしくは共にしていた）親密な間柄にある男女間における身体的、精神的、性的な暴力。
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律で、平成 13（2001）年に制定された。この法律は、配偶者等からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であると規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために、保護命令制度の規定、女性相談や女性相談員の位置付け、関係機関相互の連携協力の義務付けなど、被害者支援のための仕組みを規定している。

	制定後、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者への準用、児童虐待などへの対応強化、精神的ＤＶへの対応強化、保護命令期間の延長、違反時の罰則強化など、社会情勢の変化や被害実態に合わせて複数回改正されている。
パワーハラスメント	いわゆる「パワハラ」、組織・上司等が優位性を背景に職務権限を使って、職務とは関係ない事項あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、部下等に対し、有形無形に継続的な圧力を加え、受ける側がそれを精神的負担と感じたときに成立する嫌がらせ等。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	女性は、妊娠や出産のために、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、平成６（1994）年の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人権の重要なひとつとして認識されている。女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態により、安全な性生活を営み、子どもをいつ何人産むか、また産まないかを責任をもって管理し、自己決定する権利を当事者である女性自身に認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したもの。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。様々なライフスタイルや、子育て期、親の介護などを行う中高年期といった人生の各段階におけるニーズに合わせて多様な働き方・生き方を選べるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く人が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成 19（2007）年 12 月に策定（平成 22（2010）年６月改定）された。 また、令和７（2025）年に労働施策総合推進法が一部改正され、事業主が働く人の「治療と仕事の両立支援」のために必要な措置を講じることが努力義務となり、令和８（2026）年４月より施行されることとなった。